

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2020年9月30日 |
| 【事業年度】 | 第17期（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日） |
| 【会社名】 | リファインバース株式会社 |
| 【英訳名】 | REFINVERSE, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 越智 晶 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5643-7890 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営管理部長 北垣 栄一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5643-7890 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営管理部長 北垣 栄一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第13期 | 第14期 | 第15期 | 第16期 | 第17期 |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 2016年6月 | 2017年6月 | 2018年6月 | 2019年6月 | 2020年6月 |
| 売上高 (千円) | 2,120,959 | 2,294,698 | 2,410,719 | 2,526,299 | 2,694,690 |
| 経常利益又は経常損失() (千円) | 247,047 | 264,193 | 15,878 | 289,961 | 208,217 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円) | 164,777 | 315,854 | 57,174 | 343,754 | 268,937 |
| 包括利益 (千円) | 164,777 | 315,854 | 57,174 | 343,754 | 268,937 |
| 純資産額 (千円) | 288,988 | 814,861 | 882,310 | 604,695 | 337,220 |
| 総資産額 (千円) | 1,492,569 | 2,736,180 | 3,102,200 | 3,113,154 | 2,872,032 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 112.16 | 272.25 | 292.42 | 195.62 | 107.42 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円) | 63.95 | 107.56 | 19.05 | 113.96 | 88.18 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | 104.27 | 18.60 | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 19.4 | 29.7 | 28.3 | 19.2 | 11.4 |
| 自己資本利益率 (%) | 79.8 | 57.3 | 6.7 | - | - |
| 株価収益率 (倍) | - | 27.88 | 149.31 | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 192,315 | 130,544 | 57,161 | 58,800 | 54,704 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 71,956 | 591,755 | 657,829 | 160,970 | 143,971 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 190,789 | 516,698 | 417,474 | 90,610 | 145,065 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 615,403 | 670,890 | 487,696 | 358,535 | 414,333 |
| 従業員数 (人) | 123 | 126 | 149 | 136 | 149 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (10) | (8) | (5) | (4) | (19) |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。また、第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 第13期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第16期及び第17期の株価収益率については、当社株式は上場株式ではあるものの当期純損失であるため、記載しておりません。
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員の年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
- 当社は、2016年5月11日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。また、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

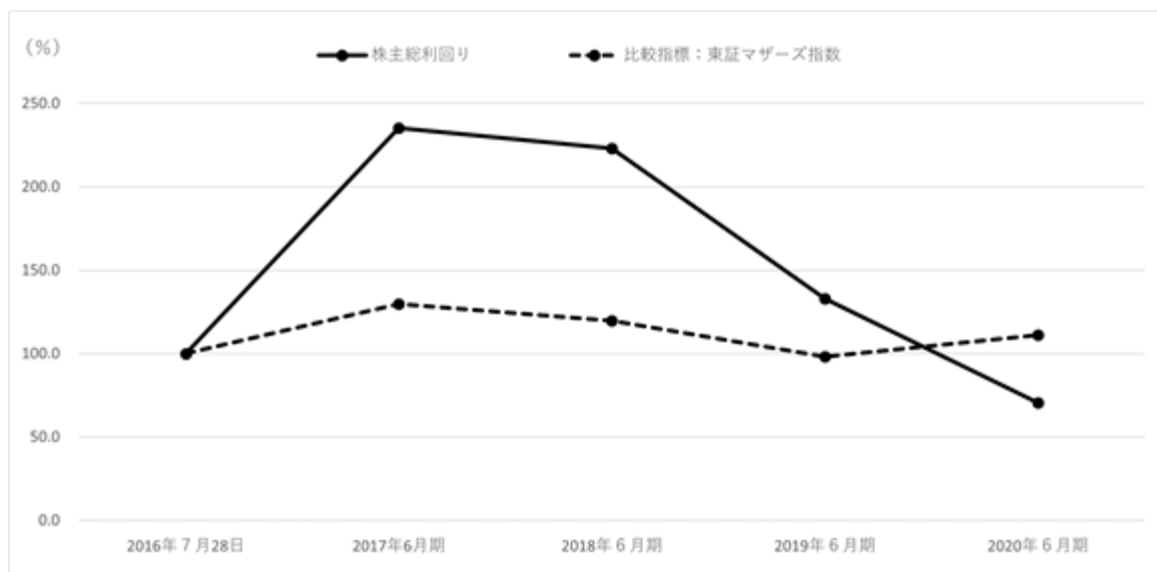
(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第13期 | 第14期 | 第15期 | 第16期 | 第17期 |
|--------------------------------------|-----------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 決算年月 | 2016年 6 月 | 2017年 6 月 | 2018年 6 月 | 2019年 6 月 | 2020年 6 月 |
| 売上高 (千円) | 742,129 | 823,812 | 769,386 | 776,934 | 1,053,417 |
| 経常利益又は経常損失() (千円) | 96,790 | 69,456 | 233,534 | 94,663 | 369,124 |
| 当期純利益又は当期純損失() (千円) | 95,868 | 21,733 | 224,994 | 115,964 | 379,501 |
| 資本金 (千円) | 300,000 | 404,622 | 408,372 | 439,219 | 439,219 |
| 発行済株式総数 (株) | 1,288,310 | 2,989,950 | 3,004,950 | 3,049,950 | 3,049,950 |
| 純資産額 (千円) | 111,324 | 343,076 | 578,346 | 528,520 | 150,481 |
| 総資産額 (千円) | 900,098 | 1,986,995 | 2,365,383 | 2,481,765 | 2,347,057 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 43.20 | 114.46 | 191.26 | 170.64 | 46.19 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失() (円) | 37.20 | 7.40 | 74.96 | 38.44 | 124.43 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純 利益 (円) | - | 7.20 | 73.20 | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 12.4 | 17.2 | 24.3 | 21.0 | 6.0 |
| 自己資本利益率 (%) | 151.2 | 9.6 | 48.8 | - | - |
| 株価収益率 (倍) | - | 405.27 | 37.94 | - | - |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人) | 31 (9) | 49 (8) | 42 (5) | 39 (4) | 52 (19) |
| 株主総利回り (比較指標：東証マザーズ指数) (%) | - (-) | 235.2 (129.7) | 223.1 (119.7) | 133.0 (98.2) | 70.6 (111.1) |
| 最高株価 (円) | - | 3,920 (9,140) | 3,640 | 3,045 | 1,708 |
| 最低株価 (円) | - | 2,700 (1,782) | 2,342 | 682 | 636 |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。また、第16期及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 第13期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第16期及び第17期の株価収益率については、当社株式は上場株式ではあるものの当期純損失であるため、記載しておりません。
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員の年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
- 当社は、2016年5月11日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。また、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 2016年7月28日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第13期の株主総利回り及び比較指標は記載しておらず、第14期以降の株主総利回りは2016年7月28日の株価を基準として算定しております。
- 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。ただし、当社株式は、2016年7月28日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。なお、当社は2017年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第14期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

8. 株主総利回り及び比較指標の最近4年間の推移は以下のとおりであります。なお、当社は、2016年7月28日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、4年間の推移となっております。また、株主総利回りについては2016年7月28日の株価を基準として算定しております。



2【沿革】

当社は、2003年12月に産業廃棄物由来の再生樹脂の製造販売を本格的に事業化する目的で設立されております。一方、グループとしての祖業は現子会社である株式会社ジーエムエスの1983年7月の設立であり、現在の樹脂再生技術の確立は2001年12月であります。

そのため以下では、グループの祖業から現在に至るまでの企業集団としての沿革を記載しております。

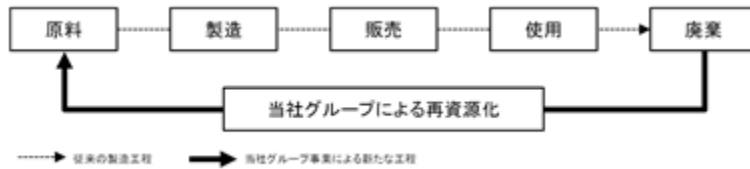
| 年月 | 事項 |
|----------|---|
| 1983年7月 | 有限会社御美商（現連結子会社 株式会社ジーエムエス）を東京都葛飾区に設立 |
| 1993年7月 | 有限会社御美商が株式会社御美商に改組 |
| 2000年3月 | 株式会社御美商が東京都葛飾区に中間処理施設（リファイン3）を設置 |
| 2001年11月 | 廃棄カーペットタイルをリサイクルするための実証プラント（リファイン2）を東京都葛飾区に設置 |
| 2001年12月 | 現在の樹脂再生技術を確立 |
| 2002年3月 | 株式会社御美商が東京都葛飾区に中間処理施設（リファイン1）を設置 |
| 2002年5月 | 創業期のベンチャー企業経営支援を行っている株式会社大前・ビジネス・ディベロップメントに対して第三者割当増資を実施。カーペットタイルリサイクルの実証プラントを設置し実証試験を開始 |
| 2003年12月 | 再生樹脂の製造販売事業を本格化させることを目的として、株式会社御美商、内装解体業を行う株式会社ベスト及び産業廃棄物処理装置の製造販売を行うライザエンジニアリング株式会社の3社が株式移転により共同で事業持株会社リファインパース株式会社（以下「当社」という。）を設立 |
| 2004年6月 | リサイクル事業の拡充及びグループ本社機能の強化を目的として、東京都中央区に本社事務所を移転 |
| 2005年7月 | 株式会社御美商と株式会社ベストは産業廃棄物処理事業の強化を目的に、株式会社御美商を存続会社として吸収合併 |
| 2005年8月 | 千葉工場が千葉県エコタウンプランの施設として環境省より承認を受ける。 |
| 2005年12月 | 株式会社御美商が東京都大田区に中間処理施設（TACS3）を設置 |
| 2006年1月 | ライザエンジニアリング株式会社の全株式を外部に譲渡し非子会社化 |
| 2006年6月 | 千葉県より産業廃棄物処分業許可を取得（許可番号：01220128419号 切削による中間処理） |
| 2006年7月 | 千葉県八千代市において、再生樹脂製造工場の本格稼働開始 |
| 2006年9月 | 当社による再生樹脂製造を補完し、カーペットタイルの再資源化を強化する目的としてインパースプロダクツ株式会社（現株式会社ジーエムエス）を設立し、当社千葉工場内での事業開始 |
| 2009年2月 | 使用済みカーペットタイルの再資源化システムを確立するために森ビル株式会社と協業開始 |
| 2011年6月 | 住江織物株式会社及び株式会社スミノエが、当社及び住友商事株式会社の4社で共同開発したリサイクルカーペットタイル「ECOS（エコス）シリーズ」の製造を開始 |
| 2013年2月 | 株式会社御美商が株式会社ジーエムエスに社名変更 |
| 2016年1月 | 再生樹脂製品の生産拠点拡張を目的とした用地取得（千葉県富津市）に向け、千葉県企業庁に事業計画書を提出 |
| 2016年3月 | 千葉県八千代市において新開発の高分離精製プロセスの実証プラントを設置 |
| 2016年4月 | 日東化工株式会社のリサイクルナイロン製品の事業の事業譲渡に合意。営業権及び技術供与を受け、ナイロン樹脂のリサイクル事業に参入 |
| 2016年7月 | 東京証券取引所マザーズ市場に上場 |
| 2017年5月 | 完全子会社としてリファインマテリアル株式会社設立（代表：松村順也） |
| 2017年6月 | 株式会社ジーエムエスとインパースプロダクツ株式会社が株式会社ジーエムエスを存続会社として吸収合併 |
| 2017年7月 | 千葉県富津市に、当社グループの生産拠点としてリファインパース イノベーションセンター（RIVIC）を開設 |
| 2019年4月 | 愛知県一宮市において、再生ナイロン樹脂製造工場の本格稼働開始 |

3【事業の内容】

1．当社グループの事業目的と事業概要

当社は、製造業におけるプロダクトライフサイクル（製品製造工程）において、廃棄物の再資源化を行い、これまでの製造工程とは異なる新たなマテリアルサイクル（材料・物質の循環）を形成し、社会の持続的発展に寄与することを目的として設立されております。そのため当社の社名には、従来の物の流れを逆転させ（Inverse）、資源として精製する（Refine）という思いが込められております。

・当社事業目的のイメージ図



当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社ジーエムエス、リファインマテリアル株式会社）で構成し、上述のとおり廃棄物の再資源化を目的とした事業展開を行っており、現在の事業区分は再生樹脂製造販売事業並びに産業廃棄物処理事業となっております。

再生樹脂製造販売事業においては、設立当初から使用済みカーペットタイルの再資源化に着目しており、廃棄されたカーペットタイルに対して当社グループの独自技術により再生処理を行い再度カーペットタイルの製造に利用できる合成樹脂製品として販売しております。また直近では、カーペットタイルの再資源化により排出されるナイロンを利用して、製鉄所で使用する製鋼副資材を生産、販売する事業や、使用済みの漁網やエアバッグの工場端材を再資源化して、再生ナイロン樹脂製品として販売する事業、廃棄物処理設備の販売や廃棄物処理問題の課題解決に向けたコンサルティングを行うソリューション事業など、再資源化事業における領域の拡大を図っております。

産業廃棄物処理事業は主として、首都圏で排出される建築系廃棄物の収集運搬・中間処理を行っております。

当社グループでは、再生樹脂製造販売事業を当社及びリファインマテリアル株式会社が行っており、産業廃棄物処理事業を株式会社ジーエムエスで行っております。

2．各事業の特長

(1) 再生樹脂製造販売事業

再生樹脂製造販売事業は、主として使用済みカーペットタイルを当社独自技術により再生処理を行い合成樹脂製品として販売しておりますが、現在ではカーペットタイルの再生処理のみならず、その他の廃材についても再生処理、販売を開始しております。

以下に当社及びリファインマテリアル株式会社それぞれが製造する、再生樹脂の製造工程及びその特長について記載します。

（カーペットタイル再生処理の特長）

当事業は、製造業としての側面に加えて産業廃棄物の中間処理事業としての側面も有しております。そのため当事業にかかる売上は、当社における使用済みカーペットタイルの受け入れ時に処理受託料として計上されるもの及び再生樹脂のカーペットタイルメーカー等への販売時に計上されるものがあります。

使用済みカーペットタイルの受け入れに関しては、産業廃棄物処理業者への営業活動を行っております。現時点では最終処分場への処理委託より安価で当社グループが中間処理を受託できている状態にあるため、十分競争力のある状態であると考えております。

再生樹脂の販売についても、オフィスビル運営者等のエコへの取り組みに対する機運の高まり等を背景に、大手カーペットタイルメーカー各社の再生樹脂利用ニーズは高まっております。一部商社経由での販売もあるものの、住江織物株式会社、東リ株式会社、株式会社サンゲツ、株式会社川島織物セルコン等主要なカーペットタイルメーカーの製品原料としての販売を実現しております。

また、当社の再生樹脂は品質の安定したコスト競争力のある汎用樹脂として建築資材や自動車部品などカーペットタイル以外の用途でも積極的に採用されております。

原料調達及び製品販売ともに継続的な取引関係に基づく販売がなされているため、少人数の人員による効率的な販売体制を構築できているものと認識しております。

(製鋼副資材の特長)

リファインマテリアル株式会社での製造工程の最終段階では粉碎した繊維層を比重分離し、樹脂部分と繊維部分に分けております。現在この繊維部分については、生石灰等の無機物と一定割合で調合したものを製鉄製鋼副資材として販売しております。

(その他製品の特長)

ナイロンリサイクル事業の一環として、当社一宮工場では使用済みの漁網やエアバッグの工場端材を仕入、加工してリサイクルナイロン製品として販売しております。

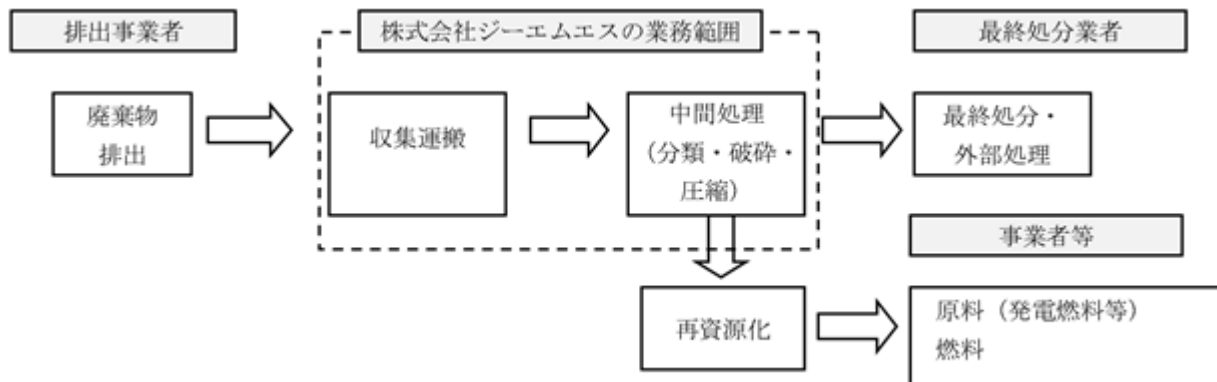
(製造会社別の製造工程の特長)

| 製品名 | 製造会社 | 製造工程 | 製造工程の特長 |
|-----------|----------------|---|--|
| リファインパウダー | 当社 | 回収した使用済みカーペットタイルの樹脂部分と繊維部分を当社独自の切削技術により分離すると共に樹脂部分を粉体化 | 当社独自の技術により、繊維部分が縫い込まれた使用済みカーペットタイルのうち、樹脂純度の高い裏面樹脂層のみを剥離粉体化 |
| | リファインマテリアル株式会社 | 当社で再生樹脂製造時に剥離された使用済みカーペットタイルの表面(繊維層)を粉碎後、比重分離することで樹脂部分を取り出すことを中心に実施 | 当社再生樹脂並の純度での樹脂採取はできないものの、処分しなければならない廃棄物を削減可能 |
| 製鋼副資材 | リファインマテリアル株式会社 | 使用済みカーペットタイルの表面(繊維層)を粉碎後生成される繊維くずと、生石灰等の無機物と一定割合で調合しペレット化 | 従来廃棄処分又はサーマルリサイクルしていた繊維部分を再資源化することで廃棄物の削減実施 |
| 再生ナイロン樹脂 | 当社 | 使用済み漁網とエアバッグの工場端材を裁断し、熱圧縮によりペレット化 | ナイロン製の製品を裁断して熱加工し、ペレット化することにより再生原料としての適合範囲が広がり、付加価値を高められる。 |

(2) 産業廃棄物処理事業

主に首都圏において排出される産業廃棄物を対象とし、廃棄物を収集及び中間処理工場へ運搬する「収集運搬」業務、自社中間処理工場へ搬入された廃棄物を品目別に適切に選別し、異物除去、破碎、圧縮等の処理を行う「中間処理」業務を行っております。

・産業廃棄物の処理フローと株式会社ジーエムエスの業務範囲

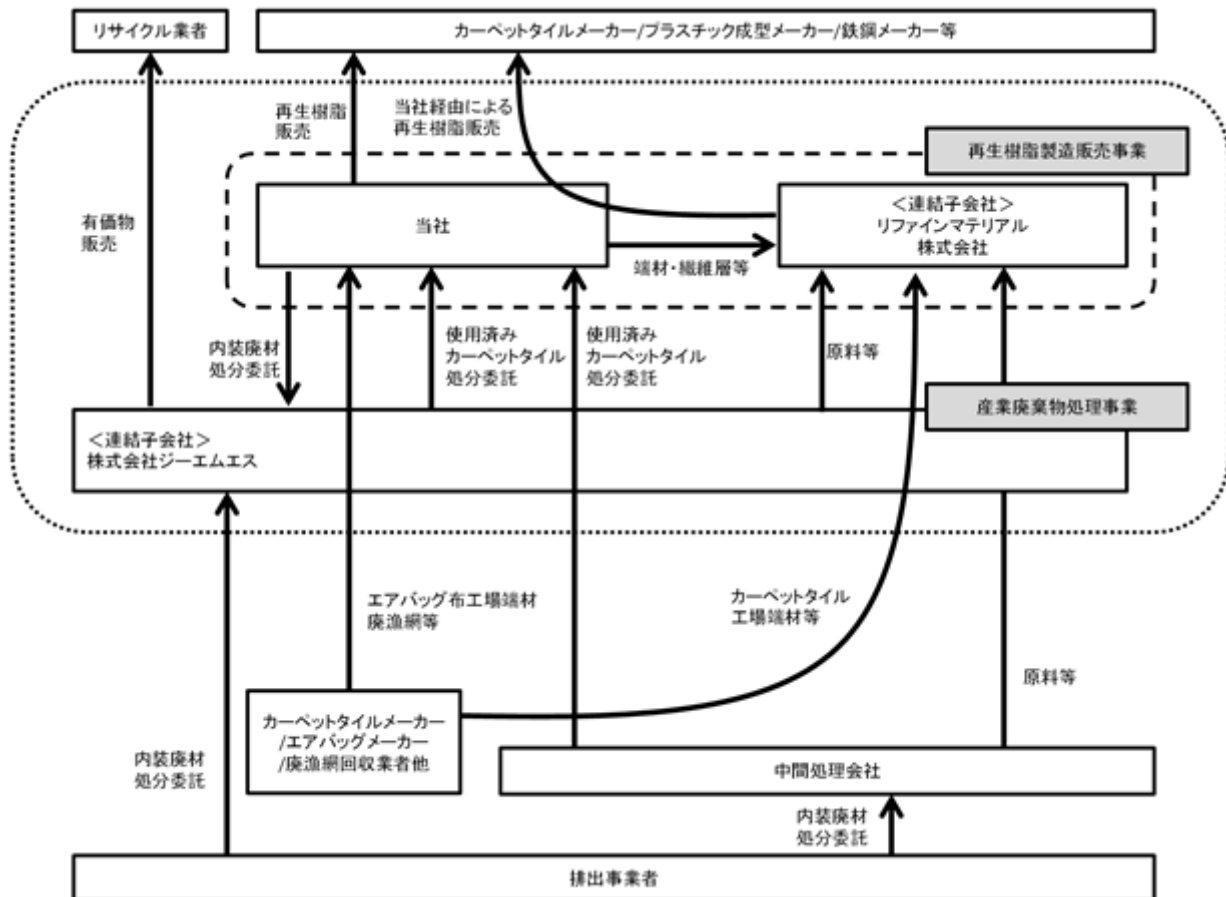


産業廃棄物処理事業における主要な施設及び当該施設での業務内容は以下のとおりであります。

| 施設名称 | 施設所在地 | 施設の特長 | 業務内容 |
|-----------|--------|---|---------------|
| リファイン 1 | 東京都葛飾区 | 東京都内で城東地域に位置することから、都心及び副都心地域はもとより、近接する埼玉県からの搬入・搬出において交通の利便性を有しています。 | 中間処理（破碎） |
| T A C S 3 | 東京都大田区 | 東京都内で城南地域に位置しており、都心及び副都心地域をはじめ、近接する神奈川県からの搬入において交通の利便性を有しています。また、葛飾区の当社中間処理施設「リファイン 1」との位置関係より、東京都心部全域での産業廃棄物の受入が可能となっております。 また、T A C S 3は工業専用地域に設置されており、24時間操業が可能となっており、処理量の面での優位性を有しております。 | 中間処理（破碎、圧縮梱包） |

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (千円) | 主要な事業の 内容 | 議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%) | 関係内容 |
|---------------------------|--------|-------------|----------------|--------------------------------|---|
| (連結子会社) 株式会社ジーエムエス | 東京都中央区 | 71,000 | 産業廃棄物処理 事業 | 100 | 役員の兼任5名 当社へ経営指導に基づく経 営指導料の支払 当社へ産業廃棄物処理委託 当社から産業廃棄物処理受 託 当社に対する経費等の立替 当社による経費等の立替 |
| リファインマテリアル株 式会社 | 千葉県富津市 | 50,000 | 再生樹脂製造販 売事業 | 100 | 役員の兼任5名 当社から従業員の出向 当社へ経営指導に基づく経 営指導料の支払 当社からの資金貸付 当社への製品等の供給 当社から原料等の購入 当社から固定資産の賃借 当社による経費等の立替 |

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 株式会社ジーエムエス及びリファインマテリアル株式会社は、特定子会社に該当しております。
 3. 株式会社ジーエムエスは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除きます。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

| | |
|-------|-------------|
| 売上高 | 1,666,771千円 |
| 経常利益 | 210,923千円 |
| 当期純利益 | 160,760千円 |
| 純資産額 | 555,605千円 |
| 総資産額 | 1,307,664千円 |

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年6月30日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(人) | |
|------------|---------|------|
| 再生樹脂製造販売事業 | 54 | (19) |
| 産業廃棄物処理事業 | 85 | (-) |
| 全社(共通) | 10 | (-) |
| 合計 | 149 | (19) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、使用人兼務役員は含まれております。また、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 前連結会計年度末に比べ、「従業員数」が13名増加し、「臨時雇用者数」が15名増加しておりますが、主として、再生樹脂製造販売事業における業容拡大に伴う増加によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年6月30日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 52 (19) | 43.1 | 4.5 | 5,214 |

| セグメントの名称 | 従業員数(人) | |
|------------|---------|------|
| 再生樹脂製造販売事業 | 42 | (19) |
| 全社(共通) | 10 | (-) |
| 合計 | 52 | (19) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、使用人兼務役員は含まれております。また、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 前事業年度末に比べ、「従業員数」が13名増加し、「臨時雇用者数」が11名増加しておりますが、主として、再生樹脂製造販売事業における業容拡大に伴う増加によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1．経営方針

当社は、「素材再生企業として新しい産業を創出し、社会の持続的発展に寄与することを目指す」という企業理念のもと、これまで廃棄されていた生産物を再生させる事（REFINE）で、従来とは逆の流れ（INVERSE）の事業を創造します。

2．経営環境

当社グループを取り巻く環境としては、少子化に伴う労働人口の減少による人手不足、海外における通商問題の動向や米国の政策動向、またその影響等不確実性があり、引き続き注視すべき状況が続くものと考えられます。とくに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は収束の見通しが立たず、その影響による経済活動の停滞も今後の回復状況が見通せない状況となっており、2021年に延期された東京オリンピックもその開催が実現するかどうか予断を許さない中で、当社グループの事業領域に関わる市場においては、不動産・建築市場への影響が懸念されるところとなっております。

このような環境の中、昨今の廃プラ処理問題、海洋ゴミ問題への社会的な関心の高まりは当社グループにとっては追い風であり、これらの課題解決は当社グループの事業領域そのものであります。社会の課題をRefineすることで価値を生み出す、すなわち廃棄物のリサイクルという枠にとらわれることなく社会的な課題の解決によって価値を生む、低価値・マイナス価値のものをRefineすることで新たな価値を創り出すことに取り組んでいきたいと考えております。環境問題などの社会的課題は“ビジネスの力”によって解決することで持続可能となるという信念のもと、新しい資源を生み出すことで結果として社会貢献することを目指してまいります。

3．優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後ますます競争激化が予想される中、廃棄物リサイクル先進企業として業界をリードしていくために、当社グループとしては以下の内容を優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として認識しております。

(1) 再生樹脂販売製造事業にかかる課題について

a．使用済みカーペットタイルの安定的確保について

再生樹脂製造販売事業において、再生樹脂生産量は建設系産業廃棄物である使用済みカーペットタイルの調達量に依存しております。ゆえに再生樹脂を安定的に生産するためには、使用済みカーペットタイルの安定的な調達ルートの確保が必要となります。具体的な施策として、既存取引先からの搬入数量の増加を図るための営業提案を行うとともに新規取引先開拓を図ってまいります。

b．販売数量の拡大について

グリーン購入法の特定調達品目やエコマークの基準改定の影響から、各カーペットタイルメーカーからの当社グループ製品に対する引き合いが増えているものと認識しております。当社グループとしては、今後も当社グループ製品に対する引き合いが引き続き増加すると想定しており、増加した需要に対応できるよう、生産能力を増強し、販売数量の拡大を図ってまいります。

c．販売価格の向上について

環境対応製品の市場拡大に伴い、当社グループの製品に対する需要は拡大しており、当社グループの製品の販売価格向上を目指す環境が整ってきていると認識しております。当社グループでは、更なる当社製品の品質改善を行うことで当社グループの製品の価値を高めつつ、この環境を活かして、収益性の更なる向上を図ってまいります。

d．コスト競争力の強化について

今後競争の激化も予想される中、当社グループとしては以下のようなコスト削減策を講じてまいります。

回収した使用済みカーペットタイルのうち廃棄処分品を減少することによる歩留りの向上及び生産ライン稼働率の向上を図ります。

生産工程の効率化による人件費の圧縮等による原価低減を図ります。

産業廃棄物処理事業と協業して使用済みカーペットタイルの撤去から再生樹脂製造までの一貫実施を拡大することで、使用済みカーペットタイルの選別作業の削減とこれに伴う原価低減を図ります。

再生樹脂製造販売事業で使用する生産設備及びプロセスの多くが当社独自の仕様であり、設備導入及び本番運用において、予期せぬトラブルや故障が起こる可能性があります。突発的な設備トラブルに係るリスクを最低限に抑えるため、日常的に生産設備の保守・メンテナンスに努めるとともに、設備補修技術の蓄積も行ってまいります。

e. 新規事業領域への進出について

当社では廃棄物の再資源化のための基礎技術として機械的処理（切削・粉碎等）による分離技術をベースにカーペットタイルのリサイクル事業を拡大してきましたが、新たに開発した低コストな高純度分離技術や混合圧縮成形技術により新規事業領域への進出による成長を見込んでおります。

高純度分離技術に関しては、自動車エアバッグの基布や使用済み漁網から再生ナイロン樹脂を再資源化することを実現する画期的な技術となります。

また、混合圧縮成形技術に関しては、微粉体形状の原料を低コストで圧縮成形することにより、鉄鋼メーカーで使用されている製鋼副資材の製造を実現いたしました。

これらの新技術により、カーペットタイルリサイクル事業に加えてナイロンリサイクル事業、製鋼副資材製造事業に新規参入することとなり、当社の事業領域が建設業界に加えて、自動車業界、鉄鋼業界へと拡大し、持続的な成長に向けた事業基盤の強化が実現しました。

また、これまで培った廃棄物の再資源化に関する基礎技術、生産技術、マーケティングノウハウなどを、コンサルティングや生産/処理設備の販売、ライセンス供与などを通じて、顧客に価値提供をしていくソリューション事業を開始しました。当該事業を通じて今後も継続し新規事業領域への進出を図ってまいります。

(2) 産業廃棄物処理事業にかかる課題について

a. 人材確保について

株式会社ジーエムエスで行っている産業廃棄物処理事業については、労働集約的な側面が強く今後の成長のためには十分な人材確保が必要となります。一方で当該事業については解体・仕分け業務の中で危険を伴う作業も多く存在し、人員の採用が困難な側面もございます。当社グループでは労働環境の改善並びに安全管理に努めることで働きやすい環境を提供し、十分な人材確保ができるように努力してまいります。

b. 処理能力の拡大について

産業廃棄物処理事業の収益は、受け入れた廃棄物の体積によって収入が変動します。そのため、当該事業を進捗させるためには、十分な処理能力を確保するための処理施設の設置が必要となります。当社グループでは、上述のとおり再生樹脂製造販売事業の拡大のためにも将来的には産業廃棄物の回収拠点を全国に拡大し、処理能力の拡大に努めることを検討してまいります。

(3) 当社グループ事業共通の課題

a. 強固な財務基盤の構築について

当社グループ事業を安定的に運営し事業規模拡大を図る上では、財務基盤の強化は不可欠と認識しております。今後利益剰余金の積み増しを図ることで財務基盤を強化するとともに、借入条件並びに借入残高を適時適切に見直すことで金利コストの削減に努めたいと考えております。

b. コンプライアンス体制の強化について

当社グループの主要業務のひとつである産業廃棄物処理事業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許認可を得て事業を行っております。ゆえに同法規定に則り事業を遂行することはもちろんのこと、その他事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、当社グループの役員及び従業員にコンプライアンスの重要性について周知徹底を図ってまいります。

c. 組織体制・人材の強化等について

当社グループとして事業拡大に対応するため、直近では組織として事業部制を導入し、各従業員に対して人事制度の刷新を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク（在宅勤務）の活用、Web会議や社内チャットツールの利用促進等の対策により、働き方改革を実施しています。

今後も内部管理体制の更なる強化が重要課題になることを認識し、社員研修・教育制度の充実、人事制度の適切な運用に取り組むことで、将来、当社グループの核となる優秀な人材の確保・育成を図るとともに、事業をより効率的かつ安定的に運営していくため、適宜、組織体制の最適化を図ってまいります。

d. 内部統制の整備について

当社グループは、2020年6月期事業年度末日において、適切な経理・決算業務のための必要かつ十分な専門知識を有した社内における人材が不足しており、適切な決算資料や開示書類の作成及び会社内部での検証を行うことができず、当事業年度末の財務諸表及び連結財務諸表に関して会計監査人からも内部統制の不備を指摘されました。当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、経理部門に必要なかつ十分な知識を有する人員の確保を行い、当該不備を早急に解消し、適切な内部統制を整備し運用してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(再生樹脂製造販売事業に関するリスクについて)

(1) オフィス需要による変動について

再生樹脂製造販売事業において原料となる使用済みカーペットタイルの排出量は、その利用実態から企業のオフィス移転並びにオフィスの建替えや補修の影響を受けます。加えて、当社グループが販売する再生樹脂製品の大部分が再生カーペットタイルの原料として利用されていることから、当社グループの再生樹脂製品の販売量は、新規オフィスの供給量や企業のオフィス移転等のオフィス需給動向に依存します。足許においては以下のとおり、都心5区（千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区）における新規オフィス供給量が増加する一方で、オフィス空室面積も減少傾向にあるため、当社グループの再生樹脂製品の需要は増え、業績にはプラスに働いているものと考えておりますが、産業の空洞化によるオフィスの海外移転等によって国内での企業のオフィス移転ニーズが衰退し、原材料となる使用済みカーペットタイルの調達量が確保できず、再生樹脂が十分に製造できない場合や、カーペットタイルの需要が減少する場合には当社グループの経営成績に影響が及び可能性があります。

| | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| オフィス供給量（年間、千坪） | 254 | 239 | 343 | 250 | 460 | 308 |
| オフィス空室面積（年末、千坪） | 391 | 289 | 262 | 229 | 141 | 118 |

（出典：三鬼商事株式会社公表の東京（都心5区）オフィスビル市況より当社作成）

(2) 市場動向について

カーペットタイルの国内市場は安定的な需要が見込まれるものの、今後の国内での成長余地はそれほど大きくはない状況にあります。一方でカーペットタイル市場での再生原料を使った製品比率は増加傾向にあり、今後も環境配慮型製品の市場ニーズの高まりによって再生原料の需要は高まっていくと予測しております。しかしながら、カーペットタイルの市場が大幅に縮小する等により再生原料の需要が想定通り推移しない場合は、当社グループの経営成績に影響が及び可能性があります。

(3) 最終処分費用の動向について

当社は産業廃棄物の中間処理業として使用済みカーペットタイルを回収し、当該回収物を原料として再生樹脂の製造販売を行っております。現在当社の回収が継続的に実現できている背景としては、排出業者等が支払う廃棄費用を比較した場合、最終処分委託費用よりも当社に支払う中間処理委託費用が割安であることが挙げられます。最終処分場の処理容量の残存年数は2017年度時点で全国では16.4年、首都圏では5.0年（参考資料：環境省 産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（2017年度実績））と逼迫しているため、現状の料金構造は変わらないものと想定しておりますが、今後新たな最終処分場が造成されたり、海外での受け入れ先が確保されたりする等の要因により大きな構造転換が生じコストが逆転した場合は、当社の使用済みカーペットタイル回収量が減少し、当社グループの経営成績に影響が及び可能性があります。

(4) パージン樹脂の原材料等の市況変動について

当社グループの提供する再生樹脂は石油由来のパージン樹脂と比較した場合の価格優位性が差別化要因の一つとなっているものと認識しております。そのため、現状においてもパージン樹脂と比較して価格優位性は保っておりますが、原油相場や為替動向により石油由来のパージン樹脂の価格が現状よりも大きく低下した場合、価格優位性が失われることで当社グループの経営成績に影響が及び可能性があります。

(5) 特定の取引先等への依存について

特定の業界への依存

当社グループは使用済みカーペットタイル由来の再生樹脂を販売しており、当該製品の大部分は株主である住江織物株式会社をはじめとした各インテリアメーカーのカーペットタイル製品の原料として利用されております。報告セグメントにおける再生樹脂製造販売事業の売上高の約半分以上は最終的にはインテリアメーカーに対して供給されているものと当社は認識しております。現在当社が生産する再生樹脂は、環境対応製品として需要が増加しているものと認識しておりますが、各取引先とは納入数量、価格等に関する長期納入契約を締結しておりません。従って、カーペットタイル市場の需要の増減により当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及び可能性があります。

特定の取引先への依存

再生樹脂製造販売事業においては、住友商事株式会社及び住友商事株式会社の100%出資子会社である株式会社スミテックス・インターナショナルへの売上高が当社グループ連結売上高に対して、9.1%（2020年6月期）を占めております。住友商事株式会社は当社株主でもあり、良好な関係を続けておりますが、当該企業の事情や事業戦略の変更又は、当社の競争力の低下等により、当該企業との取引が大きく減少するような場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及び可能性があります。

(6) 新製品開発について

当社グループは、素材を再生させる独自技術を核とする事業展開を目指して、継続的に研究開発を行っております。使用済みカーペットタイルの繊維部分を原料とした製鋼副資材、及び自動車エアバッグの基布や使用済み漁網を原料とした再生ナイロンの製造に向けた研究開発を行い、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりナイロン再生設備に関する設備投資を行いました。当社グループでは、製鋼副資材の市場価値並びにナイロン原料としての汎用性から十分な収益性があるものと認識しておりますが、新たな技術開発を行う場合、一般的に以下のリスクがあります。

- 1) 技術の急激な進歩、顧客の要求の変化、規格・標準の変動に対し、当社グループが開発している製品が適合できない可能性があること
- 2) 開発技術が確立したとしても、安定的に一定品質の製品製造を継続することができない可能性があること
- 3) 販売価格が顧客要求水準と合わないこと
- 4) 新製品や新技術の開発に必要な資金や資源を十分に投入できる保証がないこと
- 5) 新製品又は新技術の市場投入の遅れにより、当社グループの製品が陳腐化する可能性があること
- 6) 新製品・新技術を開発したとしても、市場からの支持を広く獲得できるとは限らず、これらの製品の販売が成功する保証がないこと

上記リスクをはじめとして、当社グループが顧客ニーズや市場ニーズの変化を的確に把握することができず、魅力ある新製品を開発できない場合には、研究開発費及び設備投資額を回収できない可能性及び、当社グループの将来の成長と収益性を低下させ、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(7) 技術革新について

当社グループにおける再生樹脂製造は、基幹技術である軟質樹脂製品の切削加工及び破砕分級技術によって支えられています。当該技術は当社独自のものであり、これにより競合他社と比べ高品質の再生樹脂を低コストで製造できていると考えております。当社グループとしては、研究開発を積極的に実施し、より高品質・低コスト化を目指していく方針ではございますが、当該技術を上回る技術が開発された場合には、当社の競争優位性が低下する結果、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(産業廃棄物処理事業に関するリスクについて)

(8) 事故及び労働災害について

産業廃棄物処理事業では、解体工事や廃棄物の仕分け作業の中で、トラックやフォークリフト等大型機械の操作を含め多数の危険を伴う業務があります。当社グループでは事故並びに労働災害の発生を防ぐべく、労務・安全管理に十分留意しながら事業を遂行しております。しかしながら事故や労働災害の発生リスクは常に存在しており、今後当該リスクが顕在化した場合は、損害賠償請求の発生等により当社グループの経営成績及びレピュテーションに影響が及ぶ可能性があります。

(9) 中間処理施設容量について

産業廃棄物処理事業に関連して当社グループでは2つの中間処理施設を保有し、当該施設で回収した廃棄物の分類等を行っております。現在のところ当該2施設の処理容量は十分確保されており、業務遂行は問題なく行われております。しかしながら今後取引先の産業廃棄物の排出量が急激に増加し、両施設の許容量一杯の廃棄物が搬入された場合、又はなんらかのトラブルにより中間処理業務が滞った場合は、新規での受け入れが困難となります。そのような場合は当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(当社グループ経営全般について)

(10) 知的財産権について

当社の主要製品である使用済みカーペットタイルから製造される再生樹脂の製造方法については、第三者への技術流出を回避するため、詳細な技術については特許出願を行っておりません。現在技術優位性はあるものと認識しておりますが、特許権等を有していないため、競合他社が当社グループと同じような製品を製造する技術開発を行い、事業展開した場合、あるいは人材流出等によりノウハウが外部に流出した場合、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

他方、他社の有する知的財産権についても細心の注意を払っておりますが、万が一他社の有する知的財産権を侵害したと認定され、損害賠償等の責任を負担する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(11) 情報管理に関するリスク

技術等のノウハウや顧客情報、個人情報等の重要情報の管理は、当社グループ事業の根幹をなすものであります。当社グループでは、社内管理体制を整備し、従業員に対する情報管理やセキュリティ教育等、情報の管理について対策を講じておりますが、情報の漏洩が全く起きないという保証はありません。万が一、情報の漏洩が起きた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(12) 法規制等について

当社グループの事業活動の前提となる事項に係る主要な法規制及び行政指導は、次に記載のとおりであります。当社グループがこれらの規制に抵触することになった場合には、事業の停止命令や許可の取消し等の行政処分を受ける可能性があります。

また、次の一覧表記載以外にも収集運搬過程では道路運送車両法や自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等、処分過程においては労働安全衛生法、環境保全やリサイクルに関する諸法令による規制を受けております。

(主要な法規制)

| 対象 | 法令等名 | 監督官庁 | 法規制の内容 |
|------------------|------------------|------|--|
| 収集運搬 (積替保管含む) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 産業廃棄物の収集運搬に関する許可基準、運搬及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。 |
| 中間処理 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 環境省 | 産業廃棄物の中間処理に関する許可基準、運搬及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。 |

(主要な行政指導)

| 対象 | 監督官庁 | 行政指導 | 法的規制の内容 |
|-------------|------|------------------|-----------------------------------|
| 施設の設置及び維持管理 | 各自治体 | 施設の設置及び維持管理の指導要綱 | 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する基準が定められております。 |
| 県外廃棄物規制 | 各自治体 | 県外廃棄物の指導要綱 | 県外からの廃棄物の流入規制に関する基準が定められております。 |

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)は、1997年と2000年に大改正が行われましたが、その後も2003年以降毎年のように改正され、廃棄物排出事業者責任や処理委託基準、不適正処理に対する罰則などの規則が強化されております。特に2010年の改正では、廃棄物排出事業者責任の強化のための規定が多数追加されたことに伴い、廃棄物排出事業者により処理業者に対する監視も厳しくなっております。また、2000年6月には「循環型社会形成推進基本法」が制定され、廃棄物を再生可能な有効資源として再利用すべくリサイクル推進のための法律が施行されております。当社グループの事業に係る「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」など各産業、素材別のリサイクル関係法令が整備されております。更に、環境問題に対する世界的な関心の高まりもあり、廃棄物の再生資源としての循環的利用、環境負荷の低減に対する社会的ニーズが高まっております。当社グループは、法規制の改正等をむしるビジネスチャンスとして、積極的に廃棄物の処理及び再資源化事業に投資を行っておりますが、今後の法規制及び行政指導の動向によっては当社グループの経営成績に影響が及び可能性があります。

許可の更新、範囲の変更及び新規取得について

産業廃棄物処理事業は各都道府県知事の許可が必要であり、事業許可は有効期限が5年間(優良産業廃棄物処理業者認定制度による優良認定を受けた場合は7年間)で、事業継続には更新が必要となります。また、事業範囲の変更及び他地域での事業開始、処理施設の新設・増設に関しても別途許可が必要です。

当社グループのこれらに関する申請が廃掃法第十四条第5項又は第10項の基準等に適合していると認められない場合は、当社グループの経営成績に影響が及び可能性があります。

なお、廃掃法第十四条第3項及び第8項において、「更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」旨規定されております。

事業活動の停止及び取消し要件について

廃掃法には事業の許可の停止要件(廃掃法第十四条の三)並びに許可の取消し要件(廃掃法第十四条の三の二)が定められております。不法投棄、マニフェスト虚偽記載等の違反行為、処理施設基準の違反、申請者の欠格要件(廃掃法第十四条第5項第2号)等に関しては事業の停止命令あるいは許可の取消しという行政処分が下される恐れがあります。当社グループは、現在において当該要件や基準に抵触するような事由は発生しておりませんが、万一、当該要件や基準に抵触するようなことがあれば、当社グループの経営成績に影響が及び可能性があります。

なお、当社グループ各社の有する許認可の内容並びに取り消し要件等については以下のとおりです。

(リファインパース株式会社)

| 取得年月日 | 許可等の名称 | 所管官庁等 | 許認可等の内容 | 許可番号 | 有効期限 |
|------------|----------|-------|---------|---------------|------------|
| 2006年6月22日 | 産業廃棄物処分業 | 千葉県 | 中間処理 | 第01220128419号 | 2021年6月21日 |

(注) 法令違反の要件及び主な許可取消事由については以下のとおりであります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第十四条の三の二

1 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第十四条第五項第二号イ(第七条第五項第四号ロ若しくは八(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定によ

- り、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第十四条第五項第二号ロ若しくはへに該当するに至ったとき。
- 二 第十四条第五項第二号ハからホまで(同号イ(第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。)に該当するに至ったとき。
- 三 第十四条第五項第二号ハからホまで(同号イ(第七条第五項第四号ニに係るものに限る。)に係るものに限る。)に該当するに至ったとき。
- 四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)
- 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- 六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可(同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。)又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が第十四条の三第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(株式会社ジーエムエス)

| 取得年月日 | 許可等の名称 | 所管官庁等 | 許認可等の内容 | 許可番号 | 有効期限 |
|-------------|-----------------|-------|---------|----------------|-------------|
| 2000年4月28日 | 産業廃棄物処分業 | 東京都 | 中間処理 | 第1320007138号 | 2025年4月27日 |
| 1988年4月1日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 東京都 | 収集・運搬 | 第1310007138号 | 2024年3月31日 |
| 1996年12月10日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 神奈川県 | 収集・運搬 | 第01402007138号 | 2021年12月9日 |
| 1986年2月28日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 埼玉県 | 収集・運搬 | 第01101007138号 | 2024年7月10日 |
| 1996年7月2日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 千葉県 | 収集・運搬 | 第01200007138号 | 2021年8月31日 |
| 1996年8月28日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 茨城県 | 収集・運搬 | 第00801007138号 | 2021年8月31日 |
| 2001年10月18日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 栃木県 | 収集・運搬 | 第00900007138号 | 2021年10月17日 |
| 2006年11月6日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 群馬県 | 収集・運搬 | 第01000007138号 | 2021年11月5日 |
| 2001年10月24日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 長野県 | 収集・運搬 | 第02009007138号 | 2021年10月23日 |
| 2001年10月26日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 静岡県 | 収集・運搬 | 第02201007138号 | 2021年10月25日 |
| 2007年3月14日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 山梨県 | 収集・運搬 | 第01900007138号 | 2022年3月13日 |
| 2013年6月14日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 福島県 | 収集・運搬 | 第00707007138号 | 2023年6月13日 |
| 2013年7月9日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 新潟県 | 収集・運搬 | 第01509007138号 | 2023年7月8日 |
| 2018年3月23日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 三重県 | 収集・運搬 | 第02400007138号 | 2023年3月22日 |
| 2018年4月25日 | 産業廃棄物収集運搬業 | 宮城県 | 収集・運搬 | 第00400007138号 | 2023年4月24日 |
| 2016年4月19日 | 建-とび・土工工事業許可 | 東京都 | - | (般-28)第145013号 | 2021年4月18日 |
| 2018年8月10日 | 建-内装仕上工事業・解体工事業 | 東京都 | - | (般-30)第145013号 | 2023年8月9日 |

(注) 法令違反の要件及び主な許可取消事由については、リファインパース株式会社の記載内容と同様であります。

(13) 工場用敷地及び建物又は産業廃棄物の中間処理施設の賃貸借契約について

当社グループは、千葉県富津市に工場用敷地、千葉県八千代市及び愛知県一宮市に工場用敷地と建物を、また、東京都臨海地区に中間処理場1カ所、東京都堀切に中間処理場1カ所賃借しております。

現時点においては、用地及び建物の貸主と当社グループの関係は良好であり、貸主から契約期間中の解約の申し出がなされる可能性は低いものと考えておりますが、貸主側の事情の変更等により、予期せぬ解約の申し出がなされる可能性があります。仮に解約の申し出がなされた場合、当該施設は工場用敷地等及び産業廃棄物の中間処理施設であることから、適切な代替の用地及び建物の確保が必要であります。従って解約の申し出がなされた場合に代替の用地及び建物が適時に確保できない場合には、当社グループの経営成績に影響が及び可能性があります。

なお、2020年6月30日時点での賃貸借の状況は以下のとおりであります。

| 施設名 | RIVIC (工場用敷地) | 千葉工場 (工場用敷地及び建物) | 一宮工場 (工場用敷地及び建物) |
|--------|--|--|--|
| 賃貸借期間 | 20年 事業用定期借地権設定契約 解約は借主から貸主への 2ヶ月前申し入れによる (もしくは借主から貸主へ の2ヶ月分賃料の支払) | 5年/以降3年自動更新 普通借家契約 解約は借主又は貸主からの 6ヶ月前申し入れによる | 3年/以降1年自動更新 普通借家契約 解約は借主又は貸主からの 6ヶ月前申し入れによる |
| 契約開始時期 | 2017年1月30日 | 2005年5月1日 | 2019年3月1日 |
| 契約継続年数 | 3年5ヶ月 | 15年2ヶ月 | 1年4ヶ月 |
| 備考 | 貸主は千葉県であるため契約期間途中での解約等の可能性は低いものと考えております | 貸主(芳賀通運株式会社)とは良好な関係にあり、約15年にわたる契約継続経緯より、契約解除等の可能性は低いものと考えております | 貸主(藤井整絨株式会社)とは良好な関係にあり、契約解除等の可能性は低いものと考えております |

| 施設名 | 葛飾区リファイン1 (中間処理施設) | 大田区タックス3 | |
|--------|--|--|---|
| | | 東京港リサイクルセンター (中間処理施設) | 大井バンブル1 (駐車場/ 回収ボックス置場) |
| 賃貸借期間 | 2年/自動更新 普通借家契約 解約は借主から貸主への 2ヶ月前申し入れによる (もしくは借主から貸主へ の2ヶ月分賃料の支払) | 1年/自動更新 普通借家契約 解約は借主又は貸主からの 3ヶ月前申し入れによる | 1年/自動更新 普通借家契約 解約は借主又は貸主からの 6ヶ月前申し入れによる |
| 契約開始時期 | 2001年9月 | 2003年10月1日 | 2012年12月1日 |
| 契約継続年数 | 18年10ヶ月 | 16年9か月 | 7年7ヶ月 |
| 備考 | 貸主(株式会社丸高コーポレーション)とは良好な関係にあり、17年以上にわたる契約継続経緯より、契約解除等の可能性は低いものと考えております | 貸主(東海海運株式会社)とは良好な関係にあり、約15年にわたる契約継続経緯より、契約解除等の可能性は低いものと考えております | 貸主(東海海運株式会社)とは良好な関係にあり、中間処理施設タックス3の賃貸借状況より、契約解除等の可能性は低いものと考えております |

(14) 大規模災害による影響について

当社は千葉県八千代市、富津市及び愛知県一宮市に再生樹脂製造工場を置き、株式会社ジーエムエスにおいては、東京都臨海地区に処理場1カ所、東京都堀切に処理場1カ所を保有しております。

関東圏内における大規模震災や火災等の影響を受けて工場・処理場が被災した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(15) 借入金への依存について

当社グループ事業の運営上、収集運搬車両、中間処理工場、及び原料生産工場等への投資が必要であり、金融機関からの借入を行っております。当連結会計年度末(2020年6月末)で連結資産に占める有利子負債の割合は71.1%、当連結会計年度(2020年6月期)の支払利息は24,727千円となっております。このため、今後の金利変動によっては支払利息の負担が増加して当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(16) 過去事業年度の債務超過について

当社の過去の業績は「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりであります。当社は2006年7月の再生樹脂製造工場の本格稼働以降、原材料となる使用済みカーペットタイトルの調達先開拓から、再生樹脂販売先の開拓、また同販売先において原料として利用可能かどうかの評価を受けるに当たり時間を要したことから、固定費の支出及び研究開発投資がかさみ赤字決算が続いており、2013年6月期においては、当社単体で債務超過の状態となっておりました。しかし、2014年6月期において旧インパースプロダクツ株式会社(現株式会社ジーエムエス)が黒字転換するとともに、株式会社産業革新機構より出資を受けたことにより、当社の債務超過の状態も解消いたしました。今後を着実に利益を積み上げることによる累積損失の早期解消が重要であると考えておりますが、計画通りの利益が達成出来なかった場合、累積損失の早期解消が達成できない可能性があります。

(17) 人材の確保・育成について

当社グループが今後成長していくためには、営業活動及び研究開発活動並びに組織管理のための優秀な人材を確保することが重要であります。しかしながら、優秀な人材の獲得・育成・維持は必ずしも容易ではありません。適正な人材の獲得・育成・維持確保が計画通りに進行しなかった場合には、当社グループの業務や事業計画の遂行に支障が生じ、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(18) 特定の人物への依存

当社の代表取締役社長である越智晶は、経営方針や戦略の決定をはじめ、当社グループの事業推進において各方面に重要な役割を果たしております。事業拡大に伴い積極的な権限移譲を実施し、同氏に過度に依存しない経営体質の構築に取り組んでおりますが、不測の事態等により同氏の当社グループにおける業務執行が困難となった場合、当社グループの経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(19) 新型コロナウイルス感染症拡大について

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢が悪化しており、厳しい状況が当面続くと見込まれます。当社グループでは、行政の指針に基づいて感染予防策を徹底し、テレワーク（在宅勤務）の活用、Web会議や社内チャットツールの利用促進等の対策により、働き方改革を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により工場が操業停止となるなど事業運営が困難となった場合や内外経済の停滞が長引いた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(20) その他

潜在株式について

当社は、グループ社員へのインセンティブを目的として、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。本書提出日現在における潜在株式数は195,700株であり、発行済株式総数の6.4%に相当いたします。これらのストック・オプションが行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、株式市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、剰余金の配当につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

しかしながら、当社は会社設立以来、当事業年度を含め配当を行っておらず、本書提出日現在においても、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。将来的には、業績及び財政状態等を勘案しながら株主への利益配当を目指していく方針ですが、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

繰越欠損金について

当社、旧インパースプロダクツ株式会社（現株式会社ジーエムエス）及びリファインマテリアル株式会社は、過年度及び当年度において当期純損失を計上してきたため、税務上の繰越欠損金を抱えております。そのため当社及び同社に対する法人税は当該繰越欠損金が解消されるまでは課税所得が減殺され、納税負担額が軽減されております。今後現存する税務上の繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合において、当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益及び連結キャッシュ・フローに影響を与える恐れがあります。

その他留意すべき事項

廃掃法第十四条の二第三項及び法第七条の二第三項の規定を受け、「廃掃法施行規則」第十条の十では「発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者」の変更を廃棄物処理事業者の届出事項とし、都道府県知事への届出書様式、添付書類を定めております。

また、事業の許可の更新や新規取得等の申請を行う場合にも5%以上の株式を保有する株主について同様の添付書類を求めています。これは、5%以上の株式を保有する株主が法第七条第五項第四号二の「支配力を有するものと認められる者」に該当する蓋然性が高いと解されているためです。従いまして、当社株式の5%以上を取得した株主が生じた場合は、当社が当該株主の以下の情報を添付資料として都道府県知事に対して届け出を行う必要があります。

- ・当該株主が個人の場合
 - 「住民票の写し」
 - 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」
 - 「外国人登録証（該当ある場合）」
- ・当該株主が法人の場合
 - 「登記事項証明書」

このため大量保有報告書にて5%以上の保有が判明した株主に対しては記載の連絡先に対して、当社人事部より上記資料の提出を依頼させていただきます。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度において当社グループは、産業廃棄物処理事業において基盤となる事業を展開しつつ、今後の成長の核となる再生樹脂製造販売事業の事業領域の拡大に向けて、持続的な成長のための事業基盤の強化、推進に努めてまいりました。

また、更なる事業領域の拡大に向けて積極的に研究開発投資を継続するとともに、グループ各事業の収益管理及びコーポレート機能強化を目的として当連結会計年度より導入した事業部制が機能した結果、各事業部の業績向上に貢献しております。とくに、ソリューション事業では第2四半期に大型プラント販売の実績を上げ、新たな収益源となっており、当連結会計年度の売上高は過去最高額となりました。

再生樹脂製造販売事業においては、緊急事態宣言に伴う外出自粛により、建設業界全般として現場作業員の安全面から工事の中止・延期が発生し、ホテルやオフィス等のリニューアル工事で発生する廃タイルカーペットの受入処理量が第4四半期において減少いたしました。また、当社のリサイクル材料の大部分はタイルカーペットをはじめとする床材製品の原料となりますが、新型コロナウイルスの影響を受けたホテルやその他施設への投資が減少し、これら床材製品の需要が落ち込み、リサイクル材料の販売量が減少いたしました。

産業廃棄物処理事業においては、住宅の建設・リノベーション業界において中国からの住設部材の調達が滞り、また緊急事態宣言に伴う建設工事の中止・延期が発生し、当社グループの受注した産廃回収予定の工事が中止・延期となる案件が発生しました。さらに、顧客訪問を伴う営業活動の停滞により、新規受注が減少いたしました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ241,122千円減少し、2,872,032千円となりました。当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ26,353千円増加し、2,534,812千円となりました。当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ267,474千円減少し、337,220千円となりました。

b. 経営成績

売上高2,694,690千円（前年同期比6.7%増）、営業損失178,586千円（前年同期は営業損失255,357千円）、経常損失208,217千円（前年同期は経常損失289,961千円）、親会社株主に帰属する当期純損失268,937千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失343,754千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、記載のセグメント別の金額はセグメント間取引の相殺前の数値です。

（再生樹脂製造販売事業）

再生樹脂製造販売事業につきましては、ホテル・オフィス関連を中心としたリニューアル需要は底堅く、企業の持続可能な開発目標(SDGs)への取り組みの高まりなどから、弊社へのカーペットタイルの処理委託並びに環境対応製品の基礎原料としての再生樹脂原料の需要は底堅く推移してまいりましたが、第4四半期における新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、需要の落ち込みが顕著となっております。高機能樹脂事業においては、下期には工場の生産性は改善し、安定的に生産量を増加させる態勢が整いましたが、新型コロナウイルスの影響により、商談のための訪問や当社への工場視察が延期されるなど、ビジネスチャンスを実現するための活動が思うようにならず販売数量を伸ばすことができませんでした。一方で、前期より準備を進めていたソリューション事業は大型案件となる機械設備販売を実現し、売上高の増加に貢献しております。

その結果、売上高は1,041,792千円(前年同期比35.8%増)となり、セグメント損失は197,765千円（前年同期はセグメント損失261,700千円）となりました。

（産業廃棄物処理事業）

産業廃棄物処理事業につきましては、マンション等のリフォーム・リノベーション案件において、解体工事から収集運搬・中間処理まで一括受注できる体制と小回りを利かしたサービスにより多くの引き合いを頂き、業績を伸ばしてまいりましたが、第4四半期における新型コロナウイルスの影響による売上の落ち込みは大きく、売上高は前年割れとなりました。一方、新基幹システム導入とその機能向上を図ることにより現場から管理部門までの伝票処理等のデジタル化によるオペレーションの効率化、管理コストの削減などを実現することができ、セグメント利益率は大幅にアップいたしました。

結果として売上高は1,666,771千円(前年同期比5.9%減)、セグメント利益は214,464千円（前年同期比21.1%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、414,333千円（前連結会計年度比15.6%増）となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は54,704千円(前連結会計年度支出された資金は58,800千円)となりました。これは、主として売上債権が70,503千円、たな卸資産が42,466千円、仕入債務が138,072千円それぞれ減少し、法人税等が81,772千円還付されたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出された資金は143,971千円(前連結会計年度支出された資金は160,970千円)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出139,852千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は145,065千円(前連結会計年度得られた資金は90,610千円)となりました。これは主に長期借入れによる収入500,000千円である一方、長期借入金の返済による支出371,992千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) | 前年同期比(%) |
|----------------|--|----------|
| 再生樹脂製造販売事業(千円) | 748,253 | 109.2 |

(注) 1. 生産実績の金額は製造費用であり、消費税等は含まれておりません。

2. 産業廃棄物処理事業における生産実績は販売実績とほぼ一致しているため、「c. 販売実績」を参照ください。また、産業廃棄物処理事業における生産実績とは、廃棄物の処理実績を意味しております。

b. 受注実績

再生樹脂製造販売事業においては、販売計画に基づいた見込生産を行っているため、該当事項はありません。産業廃棄物処理事業においては、受注と役務の提供がほぼ同時であるため、受注残高管理は行っておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) | 前年同期比(%) |
|----------------|--|----------|
| 再生樹脂製造販売事業(千円) | 1,031,655 | 136.0 |
| 産業廃棄物処理事業(千円) | 1,663,034 | 94.1 |
| 合計(千円) | 2,694,690 | 106.7 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) | |
|--------------------------|--|-------|--|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| 住友商事株式会社 | 246,283 | 9.7 | 93,976 | 3.5 |
| 株式会社スミテックス・ インターナショナル | - | - | 151,974 | 5.6 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、次のとおりであります。

a. 財政状態

(資産合計)

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末（以下「前年度末」という）に比べ241,122千円減少の2,872,032千円（前年度末は3,113,154千円）となりました。

流動資産は955,457千円となり、前年度末と比べ155,219千円減少しております。これは主として現金及び預金が58,799千円増加、受取手形及び売掛金が70,373千円減少、商品及び製品が46,035千円減少、未収還付法人税等が81,772千円減少したことによるものです。

固定資産は1,876,545千円となり、前年度末と比べ67,855千円減少しております。これは、主として有形固定資産が17,782千円減少、投資その他の資産が50,753千円減少したことによるものです。

繰延資産は40,030千円となり、前年度末と比べ18,046千円減少しております。これは、開業費の償却18,046千円によるものです。

(負債合計)

当連結会計年度末の負債合計は、前年度末に比べ26,353千円増加の2,534,812千円（前年度末は2,508,459千円）となりました。

流動負債は694,373千円となり、前年度末と比べ149,513千円減少しております。これは、主として支払手形及び買掛金が138,072千円減少、短期借入金が75,001千円増加、未払金が59,805千円減少したことによるものです。

固定負債の残高は1,840,438千円となり、前年度末と比べ175,866千円増加しております。これは、主として長期借入金が142,228千円増加したことによるものです。

また、ネット有利子負債（有利子負債 - 現金及び預金）は1,581,608千円（前年度末は1,454,030千円）となり、127,578千円増加しております。この結果、ネットD/Eレシオ（ネット有利子負債 ÷ 自己資本）は4.7倍となりました。

(純資産合計)

当連結会計年度末の純資産合計は、前年度末に比べ267,474千円減少の337,220千円（前年度末は604,695千円）となりました。これは、主として利益剰余金が268,937千円減少したことによるものです。

b. 経営成績

(売上高及び売上総利益)

売上高は、前連結会計年度と比べて168,391千円増加し2,694,690千円（前年同期比6.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度の売上高及び損益の分析は、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

売上総利益は前連結会計年度と比べて57,831千円増加し512,535千円（同12.7%増）となり、売上高総利益率は18.0%から19.0%と1.0ポイント増加となりました。

(販売費及び一般管理費及び営業利益)

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比べて18,939千円減少し691,122千円（前年同期比2.7%減）となり、売上高に対する比率は28.1%から25.6%と2.5ポイントの減少となりました。主な要因は監査費用の削減による支払報酬の減少であります。

この結果、営業損益は前連結会計年度に比べて76,771千円増加し178,586千円（前年同期は営業損失255,357千円）となり、売上高営業利益率は10.1%から6.6%へ3.5ポイントの増加となりました。

(営業外損益及び経常利益)

営業外収益は、前連結会計年度に比べて10,761千円増加し15,018千円（前年同期比252.8%増）となりました。主な要因は、富津市からの企業奨励金が発生したことによるものです。

営業外費用は、前連結会計年度に比べて5,788千円増加し44,649千円（同14.9%増）となりました。主な要因は、借入金の増加による支払利息の増加であります。

この結果、経常損失は前連結会計年度と比べて81,744千円減少し、208,217千円（前年同期は経常損失289,961千円）となりました。

(特別損益及び親会社株主に帰属する当期純損益)

特別利益は、前連結会計年度に比べて2,334千円減少し208千円（前年同期比91.8%減）となりました。主な要因は、前連結会計年度に計上した産業廃棄物処理事業で発生した車両の入替時の売却益が発生しなかったことによるものです。

特別損失は、前連結会計年度に比べて21,765千円減少し4,507千円（前年同期は26,272千円）となりました。主な要因は、前連結会計年度に計上した投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入額が発生しなかったことによるものです。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,694,690千円（同6.7%増）、営業損失178,586千円（前年同期は営業損失255,357千円）、経常損失208,217千円（前年同期は経常損失289,961千円）、親会社株主に帰属する当期純損失268,937千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失343,754千円）となりました。

当社グループの経営に影響を与える大きな要因としては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

特に、当社グループの扱う廃棄物は、多くが建設現場から排出される建設系の産業廃棄物であるため、景気変動や不動産市況等によって建設業界や住宅建設業界の工事量の変動がある場合、あるいは需要減少等様々な要因によって同業者との価格競争に巻き込まれた場合には、経営成績に影響を与える可能性があります。また、当社グループ経営陣は現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、ここ数年の世界的な資源の循環利用に関する注目度に鑑みますと、多方面からの業界参入が考えられ、当社グループを取り巻く事業環境はさらに厳しさを増すことが予想されます。

そのような中、当社グループは「素材再生企業として新しい産業を創出し、社会の持続的発展に寄与することを目指す」ことを経営理念として、枯渇性資源に依存しない事業構造を構築することによって、持続可能な社会の実現に貢献し、顧客や株主、取引先をはじめとする関係者の皆様との信頼関係を確立してまいります。

かかる問題意識のもと、当社グループの経営陣は、再生原料製造のための廃棄物の安定的確保、新規事業の推進及びリサイクル技術の向上、企業運営の人的財的基盤の強化を図り、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した具体的事業展開を実現していく所存であります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
（再生樹脂製造販売事業）

ホテル・オフィス関連を中心としたリニューアル需要は底堅く、企業の持続可能な開発目標(SDGs)への取り組みの高まりなどから、弊社へのカーペットタイルの処理委託並びに環境対応製品の基礎原料としての再生樹脂原料の需要は底堅く推移してまいりましたが、第4四半期における新型コロナウイルス感染拡大の影響は大きく、需要の落ち込みが顕著となっております。高機能樹脂事業においては、下期には工場の生産性は改善し、安定的に生産量を増加させる態勢が整いましたが、新型コロナウイルスの影響により、商談のための訪問や当社への工場視察が延期されるなど、ビジネスチャンスを実現するための活動が思うようにいかず販売数量を伸ばすことができませんでした。一方で、前期より準備を進めていたソリューション事業は大型案件となる機械設備販売を実現し、売上高の増加に貢献しております。その結果、売上高は1,041,792千円（前年同期比35.8%増）となり、セグメント損失は197,765千円（前年同期はセグメント損失261,700千円）となりました。

セグメント資産は、主に棚卸資産の減少により、前連結会計年度末に比べ77,546千円減少の2,026,277千円となりました。

（産業廃棄物処理事業）

マンション等のリフォーム・リノベーション案件において、解体工事から収集運搬・中間処理まで一括受注できる体制と小回りを利かしたサービスにより多くの引き合いを頂き、業績を伸ばしてまいりましたが、第4四半期における新型コロナウイルスの影響による売上の落ち込みは大きく、売上高は前年割れとなりました。一方、新基幹システム導入とその機能向上を図ることにより現場から管理部門までの伝票処理等のデジタル化によるオペレーションの効率化、管理コストの削減などを実現することができ、セグメント利益率は大幅にアップいたしました。結果として売上高は1,666,771千円（前年同期比5.9%減）、セグメント利益は214,464千円（前年同期比21.1%増）となりました。

セグメント資産は、主に親会社への貸付金発生により、前連結会計年度末に比べ329,886千円増加の1,307,664千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

当社グループの事業活動における運転資金需要の主なものは当社グループの各事業における地代家賃、水道光熱費、支払処分費、外注費、一般管理費等があります。また、設備資金需要としては再生樹脂製造販売事業における設備投資等があります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金、リース債務及び割賦未払金を含む有利子負債の残高は2,042,378千円となっており、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は414,333千円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表作成にあたり採用した会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

なお、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものは以下のとおりです。

a. たな卸資産の評価

当社は、たな卸資産については、回転期間及び滞留期間に応じた収益性の低下に基づく簿価切り下げ額の測定を行っております。将来、正味売却可能価額がさらに低下した場合または陳腐化資産が増加した場合、測定に基づき、追加の評価減が必要となる場合があります。

b. 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

c. 固定資産の減損処理

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価格を下回る場合には、帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識および測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる場合があります。

また、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染拡大による影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループでは再生樹脂製造販売事業において、付加価値向上と製品用途の多様化を目的とした再生樹脂の高純度化及び、新規事業分野への進出を目的とした独自のリサイクル技術の開発に関する研究開発を行っております。

なお、研究開発費については、再生樹脂製造販売事業を中心に当連結会計年度において39,785千円を計上しており、具体的な研究内容は以下のとおりです。

(1)研究開発体制

社内における研究体制

研究開発活動に従事する専門部署として研究開発部を設置し、千葉県八千代市の当社千葉工場内及び千葉県富津市のリファインパースイノベーションセンターにある研究開発施設にて研究を進めております。

社外との協力による研究開発体制

当社にて実施している研究開発に加えて社外の企業と連携することで研究開発から事業化に向けての機能を強化しております。当社で再資源化された様々な素材を実際のユーザーでもある企業に提供することで、品質面やコストの課題を明確することや素材の活用方法を共同で検討することなどにより、研究開発の成果としての事業化への実現可能性を高めるための協力体制を築いております。

(2)主要な研究開発テーマと成果

素材化技術開発

複合素材製品を構成素材ごとに分離する技術開発を進めております。当社のこれまでのコア技術である機械的処理では省エネルギー・短プロセスの独自開発技術によりカーペットタイルの再資源化を低コストで処理することを可能としたことで事業が成長してまいりました。

また、素材の分離精度向上を目的として新たに化学的処理技術の研究開発を進めております。この新たな化学的処理技術により再資源化された素材が高純度化される事で、再生素材製品の高付加価値化が実現できるだけでなく、これまでリサイクルが困難であった廃棄物の再資源化が可能となり、当社の事業領域及び収益の拡大に寄与することとなります。

低コストな機械的処理と高付加価値な化学的処理の組合せにより、コスト競争力のある素材製造が可能となるため、今後も継続して素材化技術開発には積極的な研究開発を継続する予定です。

調合/成形技術開発

素材化技術によって構成素材ごとに分離された素材を、製品化するための調合及び成形技術開発を進めております。混合圧縮成形技術では様々な要求品質に応じて微粉体形状の各種原料を調合し、かつ低コストで混合圧縮成形することにより、鉄鋼メーカーで使用されている製鋼副資材の製造を実現いたしました。

また、ナイロン樹脂のコンパウンド技術についても日東化工社から継承した技術をベースに当社技術として着実に定着させたことで、今後の各種廃棄物から素材化されるナイロン樹脂を高付加価値化するための技術的基盤が構築されております。

これらの新たな技術開発は事業領域の拡大だけでなく既存事業の原価低減にも寄与いたします。以前カーペットタイル再資源化プロセスから産出される繊維部分は、生産数量の約半分は廃棄物燃料用原料として廉価で販売あるいは、当社グループが処分費用を払ってサーマルリサイクル処理委託もしくは最終処分場にて埋め立て処理しておりましたが、現在は、圧縮成形技術により製鋼副資材の原料として活用されるようになりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は195,092千円であり、セグメント別の設備投資の概要は以下のとおりであります。

（再生樹脂製造販売事業）

再生樹脂製造販売事業において170,599千円の設備投資を実施しました。

主として一宮工場における建物及び建物附属設備9,709千円、機械装置（リースを含む）65,973千円、構築物6,250千円などを取得しております。また、リファインパース イノベーションセンターにおける建物及び建物附属設備8,140千円、機械装置（リースを含む）30,861千円などを取得しております。

（産業廃棄物処理事業）

産業廃棄物処理事業において24,493千円の設備投資を実施しました。

主としてリース車両14,217千円、ソフトウェア4,077千円などを取得しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備（無形固定資産を含む）は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年6月30日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | | 従業員数 (人) | |
|-------------------|--------------------------|-------------------------|-------------|-------------------|-------------------|-------------|-----------|--------|-------------|-------|
| | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び 運搬具 | 工具、 器具及び 備品 | 土地 (面積㎡) | リース 資産 | その他 | | 合計 |
| 本社 (東京都中央区) | 全社(共通) | 本社機能 | 4,759 | - | 2,378 | - | - | 95 | 7,232 | 19(-) |
| 千葉工場 (千葉県八千代市) | 再生樹脂 製造販売事業 全社(共通) | 切削機・ 分級機・ 充填機 | 2,409 | 48,056 | 242 | - | - | - | 50,708 | 13(7) |
| RIVIC (千葉県富津市) | 再生樹脂 製造販売事業 | 粉碎機・ 分級機・ 充填機 | 573,332 | 215,805 | 0 | - | 26,684 | 1,110 | 816,933 | 14(1) |
| 一宮工場 (愛知県一宮市) | 再生樹脂 製造販売事業 全社(共通) | 裁断機・脱水 機・乾燥機・ 押出機 | 21,066 | 163,484 | 6,544 | - | 29,198 | 13,889 | 234,183 | 6(7) |

- (注) 1. 千葉工場、一宮工場において、現在休止中の設備が存在しております。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。
 4. 上記の金額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。
 5. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

| 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 設備の内容 | 土地面積(㎡) | 年間賃借料(千円) |
|-------------------|------------|--------|-----------|-----------|
| 千葉工場 (千葉県八千代市) | 再生樹脂製造販売事業 | 土地及び建物 | 3,948.21 | 51,444 |
| RIVIC (千葉県富津市) | 再生樹脂製造販売事業 | 土地 | 32,404.49 | 14,211 |
| 一宮工場 (愛知県一宮市) | 再生樹脂製造販売事業 | 土地及び建物 | 3,925.01 | 17,076 |

(2) 国内子会社

2020年6月30日現在

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | | | 従業員数 (人) |
|------------------------|-------------------------------|-----------------------------|---------------------|-------------|-------------------|-------------------|---------------------|-----------|--------|---------|-------------|
| | | | | 建物及び 構築物 | 機械装置 及び 運搬具 | 工具、 器具及び 備品 | 土地 (面積㎡) | リース 資産 | その他 | 合計 | |
| 株式会社 ジーエムエ ス | 本社 (東京都中 央区) | 産業廃棄物 処理事業 全社(共 通) | 本社機能 | 2,971 | 2,017 | 1,700 | - | 42,824 | 13,256 | 62,770 | 53(-) |
| 株式会社 ジーエムエ ス | TACS3 (東京都大 田区) | 産業廃棄物 処理事業 | 破砕機 | 11,973 | 17,294 | 1,765 | - | 10,379 | - | 41,414 | 22(-) |
| 株式会社 ジーエムエ ス | リファイン 1 (東京都葛 飾区) | 産業廃棄物 処理事業 | 破砕機 | 8,750 | 18,066 | 3,251 | 102,100 (390.00) | 7,548 | - | 139,717 | 10(-) |
| リファイン マテリアル 株式会社 | 本社及び RIVIC (千葉県富 津市) | 再生樹脂製 造販売事業 | 粉碎機・分 級機・充填 機 | 16,668 | 113,197 | 847 | - | - | - | 130,712 | 12(4) |

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当たってはグループ会議において提出会社を中心に調整をはかっております。

なお、重要な設備の除却等は該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 10,000,000 |
| 計 | 10,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数(株) (2020年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (2020年9月30日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------|
| 普通株式 | 3,049,950 | 3,299,950 | 東京証券取引所 (マザーズ) | 単元株式数100株 |
| 計 | 3,049,950 | 3,299,950 | - | - |

- (注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
 2. 2020年9月7日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、提出日現在の発行済株式総数が250,000株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第7回新株予約権

| | |
|--|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 2014年2月7日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 1 |
| 新株予約権の数(個) | 8,500 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 85,000 (注)1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 500(注)2、5 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2016年2月8日 至 2024年2月7日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 500 資本組入額 250 (注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、()上記に定める行使価額(但し、上記に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()上記に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「当社が新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
 本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編成行為の際の取扱い
 本項に準じて決定する。

5. 2017年2月14日の取締役会決議により、2017年4月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権

| | |
|--|-----------------------------------|
| 決議年月日 | 2017年2月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 6 当社監査役 3 |
| 新株予約権の数(個) | 500 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 100,000 (注)1、2、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 3,150(注)3、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2020年10月1日 至 2027年3月1日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 3,150 資本組入額 1,575 (注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は200株とする。
2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
3. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)2の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の

請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、2020年6月期の営業利益が700百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

5. 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編成行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

6. 2017年2月14日の取締役会決議により、2017年4月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権

| | |
|--|------------------------------------|
| 決議年月日 | 2017年9月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 38 子会社従業員 59 |
| 新株予約権の数（個） | 97[95] |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 9,700[9,500] (注) 1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 3,415 (注) 2、5 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2019年12月23日 至 2027年12月22日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 3,415 資本組入額 1,708 (注) 5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 |

当事業年度の末日（2020年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後の株式数 = 調整前の株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注) 1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行1株あたり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 譲渡制限について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編成行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

第11回新株予約権

| | |
|-----------------|------------|
| 決議年月日 | 2017年9月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 2 |

| | |
|--|-----------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 10 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 1,000 (注)1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,064(注)2、5 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2020年9月11日 至 2028年9月10日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,064 資本組入額 1,032 (注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後の株式数 = 調整前の株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \frac{\text{調整前の行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

4. 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 譲渡制限について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編成行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|----------------------------------|---|--|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2016年4月11日 (注)1 | 普通株式 177,080 | 普通株式 257,662 A種優先株式 6,500 B種優先株式 12,000 C種優先株式 77,080 D種優先株式 50,000 | - | 300,000 | - | 300,000 |
| 2016年4月21日 (注)2 | A種優先株式 6,500 B種優先株式 12,000 C種優先株式 77,080 D種優先株式 50,000 | 普通株式 257,662 | - | 300,000 | - | 300,000 |
| 2016年5月11日 (注)3 | 普通株式 1,030,648 | 普通株式 1,288,310 | - | 300,000 | - | 300,000 |
| 2016年7月27日 (注)4 | 普通株式 90,000 | 普通株式 1,378,310 | 70,380 | 370,380 | 70,380 | 370,380 |
| 2016年8月30日 (注)5 | 普通株式 24,700 | 普通株式 1,403,010 | 19,315 | 389,695 | 19,315 | 389,695 |
| 2017年4月1日 (注)6 | 普通株式 1,484,975 | 普通株式 2,887,985 | - | 389,695 | - | 389,695 |
| 2016年7月1日～ 2017年6月30日 (注)7 | 普通株式 101,965 | 普通株式 2,989,950 | 14,927 | 404,622 | 14,927 | 404,622 |
| 2017年7月1日～ 2018年6月30日 (注)7 | 普通株式 15,000 | 普通株式 3,004,950 | 3,750 | 408,372 | 3,750 | 408,372 |
| 2019年3月29日 (注)8 | 普通株式 45,000 | 普通株式 3,049,950 | 30,847 | 439,219 | 30,847 | 439,219 |

- (注)1. A種優先株主、B種優先株主、C種優先株式主及びD種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付致しました。
2. 2016年4月11日付取締役会決議により、2016年4月21日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却致しました。
3. 2016年4月22日の取締役会決議により、2016年5月11日付で1株を5株に株式分割いたしました。
4. 2016年7月27日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式90,000株(発行価格1,700円、引受価額1,564円、資本組入額782円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ70,380千円増加しております。
5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
 発行価格 1,700円
 引受価額 1,564円
 資本組入額 782円
 割当先 大和証券株
6. 2017年2月14日の取締役会決議により、2017年4月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。
7. 新株予約権の行使による増加であります。

8. 有償第三者割当 割当先 越智晶、越智源株式会社
 発行価格 1,371円
 資本組入額 685.5円
9. 2020年9月7日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が250千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ99,625千円増加しております。
10. 2020年9月30日開催の定時株主総会において、資本金を389,219千円、資本準備金を389,219千円減少し、欠損てん補することを決議しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年6月30日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|---------------------|-------|----------|--------|-------|-----|--------|--------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 4 | 17 | 21 | 15 | 3 | 2,305 | 2,365 | - |
| 所有株式数(単元) | - | 2,729 | 1,781 | 5,907 | 2,834 | 16 | 17,211 | 30,478 | 2,150 |
| 所有株式数の割合(%) | - | 9.0 | 5.8 | 19.4 | 9.3 | 0.1 | 56.5 | 100.0 | - |

(注) 自己株式129株は、「個人のその他」に1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年6月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|--|-----------|-----------------------------------|
| 越智 晶 | 東京都港区 | 279,520 | 9.17 |
| 住友商事株式会社 | 東京都千代田区大手町二丁目3番2号 | 238,500 | 7.82 |
| 住江織物株式会社 | 大阪府大阪市中央区南船場三丁目11番20号 | 210,000 | 6.89 |
| 日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 162,200 | 5.32 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行) | PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号) | 134,718 | 4.42 |
| 越智 敏裕 | 愛媛県今治市 | 121,000 | 3.97 |
| 越智源株式会社 | 愛媛県今治市南日吉町一丁目2番14号 | 95,000 | 3.11 |
| J.P. MORGAN SECURITIES PLC (常任代理人 JPモルガン証券株式会社) | 25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番3号) | 92,900 | 3.05 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 86,700 | 2.84 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 79,400 | 2.60 |
| 計 | - | 1,499,938 | 49.18 |

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 2020年2月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2020年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年6月30日現在における実質所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

| | |
|-------|----------------------|
| 大量保有者 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 住所 | 東京都港区愛宕二丁目5番1号 |

保有株検討の数 株式 156,800株
 株券等保有割合 5.14%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 100 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 3,047,700 | 30,477 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 2,150 | - | - |
| 発行済株式総数 | 3,049,950 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 30,477 | - |

【自己株式等】

2020年6月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------|----------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| リファインパース株式会社 | 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号 | 100 | - | 100 | 0.00 |
| 計 | - | 100 | - | 100 | 0.00 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|---------------------------------|------------|----------------|------------|----------------|
| | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (円) | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (円) |
| 引き受ける者の募集を行った 取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った 取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、会社分割に 係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 保有自己株式数 | 129 | - | 129 | - |

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけておりますが、現在成長過程にあると考えていることから、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズにこたえる技術・製造開発体制を強化し、さらには事業拡大のため有効な投資を行うことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、新規事業展開のための投資、既存事業の規模拡大のための必要運転資金として内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は現在は配当を行っておりませんが、将来的に配当を行う場合は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を実施していく方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ透明な企業活動を目指すことを経営の基本方針としております。この方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識し、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の維持・向上に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、会社の機関は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、監査機関として監査役会を設置しております。当社は、これらの法定の機関に加え、企業統治の強化及び意思決定の透明性と迅速化を図るために経営会議を設置するほか、コンプライアンス委員会を設置しております。

a. 会社の機関の基本説明

イ. 取締役会

取締役会は、取締役8名で構成され、うち2名が社外取締役であります。取締役会は、毎月1回定期的に、さらに必要に応じて臨時に開催され経営に関する重要事項を審議・決定しております。また、社内取締役と異なる客観的視点を経営に活用するため、独立役員である社外取締役を置いております。

取締役会は、代表取締役社長 越智晶、常務取締役 加志村竜彦、取締役 瀧澤陵、取締役 松村順也、取締役 青木卓、取締役 堀内賢一、社外取締役 鮫島卓、社外取締役 関口修一の8名で構成されており、代表取締役の越智晶が議長を務めております。なお、取締役の任期については1年としております。

ロ. 監査役会

監査役会は、監査役3名（うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成され、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定期的に、さらに必要に応じて臨時に開催しております。監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な会議へ出席し、取締役の執行について適宜意見を述べております。また、重要な決裁書類の閲覧等を行っております。

監査役会は、常勤監査役 小林孝実、社外監査役 片岡敬三、社外監査役 丸吉龍一の3名で構成され、常勤監査役の小林孝実が議長を務めております。

ハ. 経営会議

経営会議は、代表取締役 越智晶、常務取締役 加志村竜彦、取締役 瀧澤陵、取締役 松村順也、取締役 青木卓、取締役 堀内賢一の社内取締役6名と常勤監査役 小林孝実の1名、計7名で構成され、代表取締役の越智晶が議長を務めております。原則毎月1回、さらに必要に応じて臨時で開催され、業務執行の前提となる重要事項を審議し、取締役会に付議しております。

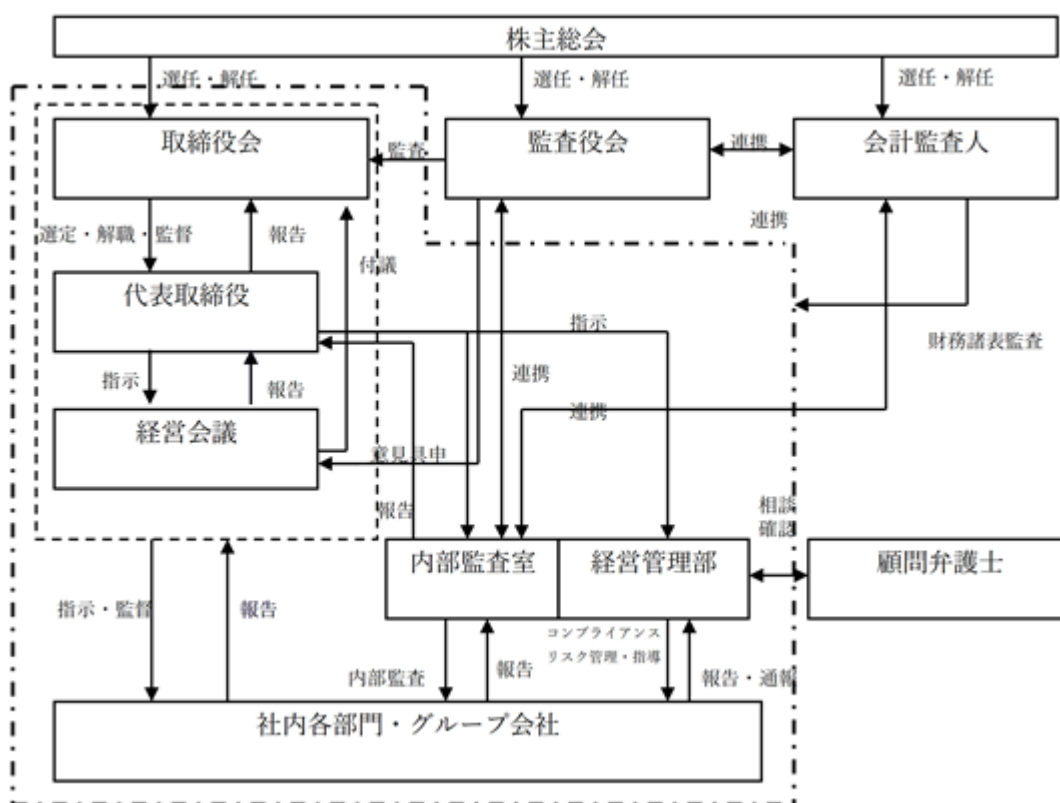
ニ. コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制を強化することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。当該委員会は、原則として四半期に1回開催し、取締役及び従業員に対するコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。また、内部通報窓口の設置を周知し、内在する問題の早期発見等に向けた取り組みを進めております。

ホ. 内部監査室

当社は代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者1名が内部監査業務を執行しております。内部監査は各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、内部監査結果に関し代表取締役及び監査役へ適宜報告を行うなど、相互に連携をとり監査業務にあっております。

b. 会社の機関・内部統制の関係図



c. 当該体制を採用する理由

当社は、独立性の確保された社外監査役2名（うち独立役員1名）からなる監査役会制度を採用しております。これにより取締役の業務志向の適法性に関する監督を行い、経営の健全性と透明性の維持・向上を図ることにより、適切なコーポレート・ガバナンスを構築できるものと考えております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システム整備の状況

内部統制につきましては、当社としては内部統制機能の充実を図り、社内のより高い企業倫理の確立に向けて努力しており、以下の項目について定められた、業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針を定めております。当該方針は、2014年6月27日の取締役会にて制定し、2016年3月18日の取締役会で改定した上で運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制

- イ 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。
 - (b) コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
 - (c) 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - (d) 「内部通報規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。
- ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

- 八 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社及び子会社から成る企業集団の経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。
 - (b) リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- 二 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
 - (b) 環境変化に対応した当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結経営計画及び連結年度予算を達成するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。
- ホ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。
 - (b) 連結対象子会社に対しては、定期的に当社内部監査担当より内部監査を実施するとともに、当社監査役が必要に応じて監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。
- へ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 当社企業グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (b) 当社及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- ト 監査役職務を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項
- (a) 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。
 - (b) 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査役に帰属する。また当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得ることとする。
- チ 当社及び子会社の取締役及び従業員、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- (a) 監査役は、当社取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受ける。また子会社を管掌する取締役・従業員からも適宜重要事項に係る報告を受ける。
 - (b) 監査役は、当社並びに子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当する取締役又は従業員等にその説明を求める。
 - (c) 当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
 - (d) 子会社統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。
- リ 上記チの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- (a) 上記チの報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ヌ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

- ル その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
 - (b) 監査役は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
 - (c) 監査役は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
 - (d) 監査役は毎月の監査役会を通じて監査の実効性や改善すべき事項について継続的に検討することとする。
- ヲ 反社会的勢力を排除するための体制
- (a) 当社及び子会社は、「コンプライアンス規程」第5条（遵守事項）に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取組むこととする。
 - (b) 警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、損失の危機（リスク）について、経営に影響を及ぼす恐れのある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価する体制を整備するとともに、リスク管理に関する社内規程及びリスク管理体制を体系的に制定しております。また、リスク管理体制は、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に対応できる体制を整備しており、取締役会及び経営会議での意思決定体制及び内部監査、監査役監査、会計監査人監査等のチェック体制を厳格、適切に運用することにより、リスクを未然に防止することが可能であると考えております。

また、会計監査人との間では、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、監査人は公正不偏の立場で監査を実施しております。また、顧問弁護士には、法律上の判断が必要な場合に随時、相談・確認するなど経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定するとともに、当社の取締役を子会社の代表取締役として任命しており、当社取締役会においてその職務の執行に関して必要に応じて報告する体制となっております。

また、子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行っているほか、当社監査役及び内部監査担当者は、子会社の重要な業務運営について、法令及び定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を当社社長に報告することとなっております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

- a. 当社は、剰余金の配当（中間配当）について、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当（中間配当）を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- b. 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。
- c. 当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、法令に定める要件について該当する場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----------------|--------|-------------|--|-------|--------------|
| 代表取締役 社長 | 越智 晶 | 1970年12月21日 | 1993年4月 株式会社ノエビア入社 2000年4月 株式会社大前・ビジネス・ ディベロップメント入社 2002年5月 株式会社御美商（現株式会社 ジーエムエス）取締役（非常 勤） 2003年5月 同社 取締役副社長 2003年12月 当社設立 代表取締役社長 （現任） 2006年9月 インパースプロダクツ株式会 社（現株式会社ジーエムエ ス） 取締役 2008年9月 同社 代表取締役社長 2012年9月 株式会社御美商（現株式会社 ジーエムエス）代表取締役社 長 2013年5月 建設廃棄物協同組合 監事 2014年9月 株式会社ジーエムエス 取締 役会長 2016年9月 同社 取締役（現任） 2017年5月 リファインマテリアル株式会 社 取締役 2019年11月 同社 代表取締役社長（現 任） | (注) 3 | 279,520 |
| 常務取締役 事業開発部長 | 加志村 竜彦 | 1974年1月14日 | 1996年4月 三菱化学株式会社（現三菱ケ ミカル株式会社） 入社 2004年8月 当社入社 2006年8月 住友化学株式会社 入社 2014年4月 当社入社 事業開発部長 2014年9月 当社 取締役 事業開発部長 2014年9月 株式会社ジーエムエス 取締 役（現任） 2019年9月 当社 常務取締役 事業開発 部長（現任） | (注) 3 | 1,500 |
| 取締役 人事部長 | 瀧澤 陵 | 1979年10月12日 | 2001年9月 株式会社御美商（現株式会社 ジーエムエス）入社 2006年6月 同社 運行管理部部長 2010年4月 同社 営業部部長兼運行管理 部部長 2010年9月 同社 取締役 2014年9月 当社 取締役 2014年9月 株式会社ジーエムエス 代表 取締役社長 2019年7月 同社 取締役（現任） 2019年7月 当社 取締役 人事総務部長 2020年7月 当社 取締役 人事部長 | (注) 3 | 10,000 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------------------|-------|-------------|---|-------|--------------|
| 取締役 事業開発部 研究開発 部長 | 松村 順也 | 1979年 9月28日 | 2005年 4月 当社入社 2013年12月 当社 開発部開発課長兼製造 部次長 2014年 9月 当社 取締役 研究開発部長 2017年 5月 リファインマテリアル株式 社 代表取締役社長 2019年 7月 同社 取締役 (現任) 2019年 7月 当社 取締役 事業開発部 研究開発 部長 (現任) | (注) 3 | 1,000 |
| 取締役 産廃事業部長 | 青木 卓 | 1978年 1月24日 | 2001年 4月 KISCO株式会社入社 2005年 4月 稲畑産業株式会社入社 2011年 6月 日本マイクロソフト入社 2018年 6月 当社 経営企画室長 2019年 7月 株式会社ジーエムエス 代表 取締役社長 (現任) 2019年 9月 当社 取締役 経営企画室長 兼産廃事業部長 2020年 7月 当社 取締役 産廃事業部長 (現任) | (注) 3 | - |
| 取締役 最高技術 責任者 | 堀内 賢一 | 1947年 5月30日 | 1968年 4月 日平産業株式会社 (現コマツ NTC株式会社) 入社 1993年 4月 同社 新規事業部部長 2004年 2月 当社入社 取締役 開発部長 2004年 4月 アールインバーサテック株式 会社 取締役 2006年 9月 インパースプロダクツ株式 社 (現株式会社ジーエムエ ス) 取締役 2014年 9月 当社 取締役 最高技術責任 者 2016年 2月 当社 取締役 最高技術責任 者兼製造部長 2016年10月 当社 取締役 最高技術責任 者 (現任) 2017年 5月 リファインマテリアル株式 社 取締役 (現任) | (注) 3 | 5,000 |
| 取締役 | 鮫島 卓 | 1957年 1月 4日 | 1981年 4月 東京リース株式会社入社 1991年 1月 国際ファイナンス株式会社 (現AGキャピタル株式 社) 入社 2004年 9月 当社 社外取締役 (現任) 2008年 6月 ニュー・フロンティア・パー トナース株式会社 (現AG キャピタル株式会社) 代表取 締役社長 (現任) | (注) 3 | - |
| 取締役 | 関口 修一 | 1959年 2月20日 | 1981年 4月 住江織物株式会社入社 2005年 9月 株式会社スミノエ 中部ブ ロック長 2009年 9月 同社 東日本ブロック長 2010年 8月 同社 取締役 (現任) 2010年 8月 同社 東日本支社長 (現任) 2018年 8月 住江織物株式会社 執行役員 (現任) 2018年 8月 株式会社スミノエワークス 代表取締役 (現任) 2019年 9月 当社 社外取締役 (現任) | (注) 3 | - |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|--------------|-------|------------|--|------|--------------|
| 監査役 (常勤) | 小林 孝実 | 1935年7月20日 | 1958年4月 日平産業株式会社(現コマツNTC株式会社)入社 1980年8月 同社 財務部長 1984年10月 株式会社日平トヤマ(現コマツNTC株式会社)社長室企画部長 1987年6月 同社 取締役管理本部管理部長 1990年6月 同社 常務取締役管理本部本部長 1991年10月 同社 常務取締役第2工機事業本部長 1995年6月 KTコンサルティングサービス 代表 1997年2月 株式会社ソフテック 代表取締役社長 2004年6月 アールインバーサテック株式会社 監査役 2005年9月 当社 監査役(現任) 2006年10月 株式会社御美商(現株式会社ジーエムエス) 監査役(現任) 2009年9月 インパースプロダクツ株式会社(現株式会社ジーエムエス) 監査役 2017年5月 リファインマテリアル株式会社 監査役(現任) | (注)4 | 1,000 |
| 監査役 (非常勤) | 片岡 敬三 | 1943年3月24日 | 1994年3月 有限会社マーキュリー 代表取締役 2000年7月 株式会社大前・アンド・アソシエーツ 取締役 2000年8月 株式会社大前・ビジネス・ディベロップメント 監査役 2000年10月 有限会社有機市場 監査役 2001年5月 株式会社大前・ビジネス・ディベロップメント CFO 2004年6月 ケンコーコム株式会社 社外監査役 2005年2月 有限会社カスタネットクラブ 取締役 2005年6月 株式会社ホスピタルマネジメント研究所 監査役(現任) 2006年1月 リアルコム株式会社 社外監査役 2007年6月 日本調剤株式会社 社外監査役 2007年6月 ケンコーコム株式会社 取締役 2011年6月 同社 常勤監査役 2014年9月 当社 社外監査役(現任) 2015年6月 株式会社ウォーターダイレクト 監査役 2016年5月 有限会社マーキュリー 取締役 | (注)4 | 750 |
| 監査役 (非常勤) | 丸吉 龍一 | 1976年6月3日 | 2002年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2006年5月 公認会計士登録 2010年2月 公認会計士丸吉龍一事務所開設 代表(現任) 2011年8月 税理士登録 2012年2月 ライブラ税理士法人設立 代表(現任) 2014年9月 当社 社外監査役(現任) | (注)4 | - |
| 計 | | | | | 298,770 |

- (注) 1. 取締役鮫島卓及び関口修一は、社外取締役であります。
 2. 監査役片岡敬三、丸吉龍一は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は2021年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は2023年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 所有株式数については、2020年6月30日現在の株主名簿に基づく記載としております。

社外役員の状況

a. 社外取締役の状況

当社では、社外取締役2名を選任しております。

社外取締役鮫島卓は、当社新株予約権を保有している他は、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、AGキャピタル株式会社の代表取締役社長であります。経営者として経験を有しており、内部統制やコンプライアンスに関する確かな助言及び意見が期待されることから選任しております。また、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

社外取締役関口修一と当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。同氏が所属する住江織物株式会社は当社の株式を保有しており、また、株式会社スミノエ及び株式会社スミノエワークスはその住江織物株式会社の子会社で、当社からの製品購入等の取引がありますが、同氏と当社が直接利害関係を有するものではありません。同氏は、大手企業の製品製造に関する管理統制に関し豊富な経験を有し、当社の製造業務に関し確かな助言及び意見が期待されることから選任しております。

当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任することで経営への監視機能を強化しております。当社の意思決定に対して、幅広い視野を持った有識者に第三者の立場から適時適切なアドバイスを受けております。

b. 社外監査役の状況

当社では、社外監査役2名を選任しております。

社外監査役片岡敬三は、当社株式及び新株予約権を保有している他は、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、株式会社ホスピタルマネジメント研究所監査役を兼任しております。当社は、同社との人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。同氏がこれまで培ってきた監査役としての経験により当社監査体制の強化が図れることを期待して選任しております。

社外監査役丸吉龍一は、当社新株予約権を保有している他は、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するため選任しております。また、当社との利害関係がなく東京証券取引所の定める独立性の基準を充足しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として東京証券取引所へ届出をしております。

社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割としては、取締役から独立性のある立場に立ち、業務執行に対する監査機能とコーポレート・ガバナンスを健全に機能させることであると考えております。

社外監査役による監督と内部監査及び会計監査人との相互連携及び内部統制部門との関係については、会計監査人、内部監査室とは定期的な意見交換を行うことで緊密な連携を保ち、重ねて調査する必要のある事項、迅速に対処すべき事項等を見極め、合理的な監査を行うように努めております。さらに、内部統制を行う部門には監督・監査を行う立場から業務に対する助言・指導等を行い、かつ、必要に応じ意見交換を行っております。

c. 社外役員を選任するための独立性に関する基準並びに社外役員の選任状況に関する当社の考え方

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は社外役員の選任方針は定めておりませんが、独立性については、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。また、社外取締役及び社外監査役は、企業経営者、法曹界出身者、弁護士や会計士など、高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十分に果たせる人材を選任しており、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するとともに、業務執行及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を検証、監視しております。監査役会の活動状況は、(1) a. 会社の機関の基本説明に記載のとおりであります。

常勤監査役の活動内容としては、業務監査の一環として、取締役会及び経営会議等の重要な社内会議への出席、棚卸への立ち会いのほか、決裁済みの稟議書全件に目を通し、社内の決裁手続きに瑕疵や不備がないかなどをチェックし、必要に応じて関係者への聴取を行うなど、精力的かつ能動的に活動しております。

また、内部統制システムの有効性を高めるために、内部監査室及び会計監査人と定期的に打合せを行い、監査状況などについて情報交換を行うなど、連携を図っております。

なお、社外監査役丸吉龍一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、常勤監査役小林孝実氏は開催回数13回のすべて、社外監査役片岡敬三氏は開催回数13回のうち12回、社外監査役丸吉龍一氏は開催回数13回のすべてに出席しております。

内部監査の状況

当社は代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者1名が内部監査業務を執行しております。内部監査は各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、内部監査結果に関し代表取締役及び監査役へ適宜報告を行うなど、相互に連携をとり監査業務にあたっております。

内部監査担当者、監査役及び会計監査人との間で、必要に応じて意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の状況

應和監査法人

b. 継続監査期間

1年

c. 業務を執行した公認会計士

澤田昌輝氏及び星野達郎氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、試験合格者4名、その他4名により構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は、特に定めておりませんが、監査法人に必要とされる独立性、専門性並びに当社の事業規模に適した監査及び監査費用の相当性等を総合的に勘案し、選任しております。

なお、会計監査人の解任又は不再任の決定方針として、当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が制定する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、監査法人の品質管理等の評価基準に基づき、監査法人の評価を行っております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 EY新日本有限責任監査法人

当連結会計年度及び当事業年度 應和監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

應和監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 異動の年月日

2019年9月25日（第16回定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2016年4月22日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の監査公認会計士等であるEY新日本有限責任監査法人は、2019年9月25日開催予定の第16回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同監査法人より、第17期は金融商品取引法第193条の2第2項に基づく内部統制報告書監査の適用初年度であること及びそれに伴い当社の内部管理体制の整備運用状況の強化への対応が求められること等から監査工数の減少は難しく、それに伴い監査報酬も相応の水準になる見込みであること等の報告を受けました。そこで、当社の経営状況や事業規模に適した監査及び監査費用の相当性等を総合的に勘案した結果、監査報酬額の負担感が大きいと判断、監査公認会計士等を見直すこととし、新たに應和監査法人を監査公認会計士等として選任するものであります。

- (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する次の内容
 異動監査公認会計士等の意見
 特段の意見はない旨の回答を得ております。
 監査役会の意見
 妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 48,000 | - | 30,000 | - |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | 48,000 | - | 30,000 | - |

(注) 上記以外に、前連結会計年度において前々連結会計年度に係る追加報酬が30,000千円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | - | - | - | - |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | - | - | - | - |

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、事業の規模・特性等を勘案した監査公認会計士等の見積りに基づき、精査を行い決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人より提示された監査計画の妥当性及適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当なものであると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、役員の報酬等は、固定報酬、ストックオプション報酬としております。固定報酬は、取締役及び監査役を対象として、優秀な人材を確保、維持できる水準を勘案した定額報酬としております。

なお、報酬額については、2004年3月1日開催の臨時株主総会の決議により定められた取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内において決定しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役であり、取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額500百万円(年額)の範囲内で個別の責任範囲や会社に対する貢献度等を総合的に勘案し、監査役会に事前協議したうえで決定しております。また、監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額50百万円(年額)の範囲内で常勤又は非常勤の別、業務分担の状況等を考慮し、監査役会で協議のうえ決定しております。

また、当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容としましては、2019年9月25日開催の取締役会において、取締役8名の個別の報酬額の決定について、代表取締役に一任する旨、決議しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる役員 の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|-----------|----|-----------------------|
| | | 固定報酬 | ストックオプション | 賞与 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 49,800 | 49,800 | - | - | 6 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | 3,600 | 3,600 | - | - | 1 |
| 社外役員 | 4,800 | 4,800 | - | - | 4 |

(注) 2004年3月1日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、また監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議されております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額

当社では、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

| 区分 | 当事業年度 | | 前事業年度 | |
|-------|-------------|----------------------|-------------|----------------------|
| | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額(千円) | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額(千円) |
| 非上場株式 | 1 | 0 | 1 | 0 |

| 区分 | 当事業年度 | | |
|-------|-------------------|------------------|------------------|
| | 受取配当金の 合計額(千円) | 売却損益の 合計額(千円) | 評価損益の 合計額(千円) |
| 非上場株式 | - | - | - |

(注) 前事業年度において、非上場株式(連結貸借対照表計上額: 10,000千円)について9,999千円の減損処理を行っております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年7月1日から2020年6月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年7月1日から2020年6月30日まで）の財務諸表について、應和監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の行う研修・セミナー等に参加して、各種情報を取得しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2019年6月30日) | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,401,970 | 1,460,770 |
| 受取手形及び売掛金 | 347,765 | 277,392 |
| 商品及び製品 | 195,807 | 149,771 |
| 仕掛品 | 10,733 | 2,057 |
| 原材料及び貯蔵品 | 29,520 | 41,766 |
| 前払費用 | 18,737 | 19,992 |
| 未収還付法人税等 | 81,772 | - |
| その他 | 26,679 | 5,064 |
| 貸倒引当金 | 2,309 | 1,358 |
| 流動資産合計 | 1,110,676 | 955,457 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 1,291,030 | 1,294,810 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,210,324 | 1,211,097 |
| 工具、器具及び備品 | 280,556 | 283,957 |
| 土地 | 110,210 | 110,210 |
| リース資産 | 150,052 | 234,675 |
| 建設仮勘定 | 38,073 | 13,889 |
| 減価償却累計額 | 677,719 | 865,895 |
| 有形固定資産合計 | 1,644,417 | 1,626,635 |
| 無形固定資産 | | |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 20,000 | 20,000 |
| 繰延税金資産 | 162,873 | 116,597 |
| 敷金及び保証金 | 101,386 | 100,491 |
| その他 | 13,005 | 9,293 |
| 貸倒引当金 | 11,554 | 11,424 |
| 投資その他の資産合計 | 285,710 | 234,957 |
| 固定資産合計 | 1,944,400 | 1,876,545 |
| 繰延資産 | | |
| 開業費 | 58,077 | 40,030 |
| 繰延資産合計 | 58,077 | 40,030 |
| 資産合計 | 3,113,154 | 2,872,032 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2019年6月30日) | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 175,569 | 37,496 |
| 短期借入金 | - | 75,001 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1 319,492 | 1 305,272 |
| リース債務 | 34,425 | 42,820 |
| 未払金 | 180,872 | 121,066 |
| 未払費用 | 44,565 | 63,663 |
| 未払法人税等 | 6,368 | 9,269 |
| 未払消費税等 | 14,256 | 34,297 |
| その他 | 68,335 | 5,486 |
| 流動負債合計 | 843,886 | 694,373 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1 1,359,070 | 1 1,501,298 |
| リース債務 | 67,061 | 117,987 |
| 繰延税金負債 | 26,616 | 24,252 |
| 資産除去債務 | 153,016 | 153,917 |
| その他 | 58,807 | 42,983 |
| 固定負債合計 | 1,664,572 | 1,840,438 |
| 負債合計 | 2,508,459 | 2,534,812 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 439,219 | 439,219 |
| 資本剰余金 | 487,258 | 487,258 |
| 利益剰余金 | 329,775 | 598,713 |
| 自己株式 | 96 | 142 |
| 株主資本合計 | 596,605 | 327,621 |
| 新株予約権 | 8,089 | 9,598 |
| 純資産合計 | 604,695 | 337,220 |
| 負債純資産合計 | 3,113,154 | 2,872,032 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|--------------------|--|--|
| 売上高 | 2,526,299 | 2,694,690 |
| 売上原価 | 1,207,595 | 1,218,154 |
| 売上総利益 | 454,704 | 512,535 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,371,062 | 2,369,122 |
| 営業損失() | 255,357 | 178,586 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 405 | 106 |
| 受取配当金 | 9 | 8 |
| 物品売却益 | 1,022 | - |
| 作業くず売却益 | 668 | - |
| 補助金収入 | 500 | - |
| 助成金収入 | - | 9,802 |
| 受取保険金 | - | 2,091 |
| その他 | 1,650 | 3,010 |
| 営業外収益合計 | 4,256 | 15,018 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 18,483 | 24,727 |
| 開業費償却 | 16,493 | 18,046 |
| その他 | 3,882 | 1,874 |
| 営業外費用合計 | 38,860 | 44,649 |
| 経常損失() | 289,961 | 208,217 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 4,254 | - |
| 新株予約権戻入益 | - | 208 |
| 特別利益合計 | 2,543 | 208 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 6,017 | 6,379 |
| 固定資産売却損 | - | 5,708 |
| 投資有価証券評価損 | 9,999 | - |
| 貸倒引当金繰入額 | 10,254 | - |
| 特別損失合計 | 26,272 | 4,507 |
| 税金等調整前当期純損失() | 313,691 | 212,516 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,424 | 12,508 |
| 法人税等調整額 | 26,639 | 43,912 |
| 法人税等合計 | 30,063 | 56,421 |
| 当期純損失() | 343,754 | 268,937 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失() | 343,754 | 268,937 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|--------------|--|--|
| 当期純損失() | 343,754 | 268,937 |
| 包括利益 | 343,754 | 268,937 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 343,754 | 268,937 |
| 非支配株主に係る包括利益 | - | - |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|---------|------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 408,372 | 456,410 | 13,978 | 96 | 878,665 | 3,645 | 882,310 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 30,847 | 30,847 | | | 61,695 | | 61,695 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（ ） | | | 343,754 | | 343,754 | | 343,754 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | 4,444 | 4,444 |
| 当期変動額合計 | 30,847 | 30,847 | 343,754 | - | 282,059 | 4,444 | 277,614 |
| 当期末残高 | 439,219 | 487,258 | 329,775 | 96 | 596,605 | 8,089 | 604,695 |

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|---------|------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 439,219 | 487,258 | 329,775 | 96 | 596,605 | 8,089 | 604,695 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（ ） | | | 268,937 | | 268,937 | | 268,937 |
| 自己株式の取得 | | | | 46 | 46 | | 46 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | 1,508 | 1,508 |
| 当期変動額合計 | - | - | 268,937 | 46 | 268,983 | 1,508 | 267,474 |
| 当期末残高 | 439,219 | 487,258 | 598,713 | 142 | 327,621 | 9,598 | 337,220 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純損失() | 313,691 | 212,516 |
| 減価償却費 | 176,411 | 205,821 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 11,717 | 1,081 |
| 受取利息及び受取配当金 | 414 | 114 |
| 支払利息 | 18,483 | 24,727 |
| 投資有価証券評価損益(は益) | 9,999 | - |
| 固定資産除売却損益(は益) | 3,474 | 4,507 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 1,744 | 70,503 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 114,242 | 42,466 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 126,595 | 138,072 |
| 未払金の増減額(は減少) | 58,467 | 19,755 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 11,625 | 20,041 |
| 未収消費税等の増減額(は増加) | 33,153 | 24,338 |
| その他 | 41,187 | 16,308 |
| 小計 | 55,910 | 4,556 |
| 利息及び配当金の受取額 | 414 | 114 |
| 利息の支払額 | 17,416 | 25,042 |
| 法人税等の支払額 | 47,157 | 6,696 |
| 法人税等の還付額 | 61,269 | 81,772 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 58,800 | 54,704 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 46,435 | 49,436 |
| 定期預金の払戻による収入 | 55,434 | 46,435 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 168,249 | 139,852 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 7,156 | 2,459 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 4,474 | 4,030 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 4,613 | 299 |
| 敷金及び保証金の戻入による収入 | 210 | 752 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 160,970 | 143,971 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | - | 75,001 |
| 長期借入れによる収入 | 400,000 | 500,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 338,682 | 371,992 |
| リース債務の返済による支出 | 29,687 | 40,753 |
| 株式の発行による収入 | 61,695 | - |
| 自己株式の取得による支出 | - | 46 |
| 割賦債務の返済による支出 | 2,715 | 17,143 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 90,610 | 145,065 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | - | - |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 129,160 | 55,798 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 487,696 | 358,535 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 358,535 | 1 414,333 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社ジーエムエス

リファインマテリアル株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

当社及び連結子会社は、移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

当社及び連結子会社は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～31年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

イ 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

ロ 開業費

開業時から、5年間にわたり均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

2022年6月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「割賦債務の返済による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 2,715百万円は、「割賦債務の返済による支出」 2,715百万円として組替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づいて実施しており、新型コロナウイルス感染拡大による当社グループ業績への影響は2021年6月期まで続くものと仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の感染症の状況や経営環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りの仮定が大きく乖離する可能性があり、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2019年6月30日) | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 現金及び預金 | 13,435千円 | 13,436千円 |
| 建物及び構築物 | 733,313 | 687,831 |
| 機械装置及び運搬具 | 376,289 | 316,505 |
| 土地 | 102,100 | 102,100 |
| 計 | 1,225,138 | 1,119,873 |

担保付債務は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2019年6月30日) | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 117,720千円 | 163,956千円 |
| 長期借入金 | 487,935 | 391,180 |
| 計 | 605,655 | 555,136 |

2 有形固定資産に含めて表示している遊休固定資産

| | 前連結会計年度 (2019年6月30日) | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 建物及び構築物 | 1,722千円 | 1,573千円 |
| 機械装置及び運搬具 | 54,384 | 43,274 |
| 工具、器具及び備品 | 329 | 242 |
| 計 | 56,436 | 45,090 |

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|------|--|--|
| 売上原価 | 33,026千円 | 20,331千円 |

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|----------|--|--|
| 役員報酬 | 61,350千円 | 71,100千円 |
| 給与手当 | 149,307 | 183,806 |
| 賞与 | 7,985 | 8,076 |
| 貸倒引当金繰入額 | 3,622 | 995 |
| 運搬費 | 99,454 | 109,755 |
| 研究開発費 | 60,566 | 39,785 |
| 地代家賃 | 53,794 | 24,400 |
| 支払報酬 | 97,987 | 50,026 |

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|-------|--|--|
| 研究開発費 | 60,566千円 | 39,785千円 |

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|-----------|--|--|
| 機械装置及び運搬具 | 2,543千円 | - 千円 |
| 計 | 2,543 | - |

5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|-----------|--|--|
| 機械装置及び運搬具 | - 千円 | 708千円 |
| 計 | - | 708 |

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|-----------|--|--|
| 建物及び構築物 | 2,254千円 | 2,537千円 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,757 | - |
| 工具、器具及び備品 | 5 | 1,261 |
| 計 | 6,017 | 3,799 |

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 当連結会計年度増加 株式数(株) | 当連結会計年度減少 株式数(株) | 当連結会計年度末株 式数(株) |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 3,004,950 | 45,000 | - | 3,049,950 |
| 合計 | 3,004,950 | 45,000 | - | 3,049,950 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 100 | - | - | 100 |
| 合計 | 100 | - | - | 100 |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加45,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権 の目的とな る株式の種 類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計 年度末残高 (千円) |
|---------------|--|------------------------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|------------------------|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当連結会計 年度増加 | 当連結会計 年度減少 | 当連結会計 年度末 | |
| 提出会社 (親会社) | 第9回新株予約権 (ストック・オプションとし ての新株予約権) | - | - | - | - | - | 870 |
| | 第10回新株予約権 (ストック・オプションとし ての新株予約権) | - | - | - | - | - | 7,003 |
| | 第11回新株予約権 (ストック・オプションとし ての新株予約権) | - | - | - | - | - | 215 |
| 合計 | | - | - | - | - | - | 8,089 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 当連結会計年度増加 株式数(株) | 当連結会計年度減少 株式数(株) | 当連結会計年度末株 式数(株) |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 3,049,950 | - | - | 3,049,950 |
| 合計 | 3,049,950 | - | - | 3,049,950 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 100 | 29 | - | 129 |
| 合計 | 100 | 29 | - | 129 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加29株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|---------------|------------------------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 (親会社) | 第9回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権) | - | - | - | - | - | 750 |
| | 第10回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権) | - | - | - | - | - | 8,545 |
| | 第11回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権) | - | - | - | - | - | 302 |
| 合計 | | - | - | - | - | - | 9,598 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|------------------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 401,970千円 | 460,770千円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 43,435 | 46,436 |
| 現金及び現金同等物 | 358,535 | 414,333 |

2 重要な非資金取引の内容

(1) 新たに計上した割賦取引に係る資産及び債務の額、リース取引に係る資産及び債務の額

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|------------------|--|--|
| 割賦取引に係る資産及び債務の額 | 79,124千円 | - 千円 |
| リース取引に係る資産及び債務の額 | 61,114千円 | 100,073千円 |

(2) 新たに計上した重要な資産除去債務の額

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|---------------|--|--|
| 重要な資産除去債務の計上額 | 3,031千円 | - 千円 |

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主として、再生樹脂製造販売事業における製造設備(機械装置及び運搬具)及び産業廃棄物処理事業における車両(機械装置及び運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2019年6月30日) | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 14,180 | 14,251 |
| 1年超 | 235,156 | 222,091 |
| 合計 | 249,336 | 236,343 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、多額の資金を要する設備投資などの案件については資金需要が発生した時点で市場の状況等を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほぼすべてが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る一時的な資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合わせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当事項はありません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、当社の経営企画室が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度(2019年6月30日)

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|--------------|--------------------|-----------|--------|
| (1)現金及び預金 | 401,970 | 401,970 | - |
| (2)受取手形及び売掛金 | 347,765 | - | - |
| 貸倒引当金(*1) | 2,309 | - | - |
| 貸倒引当金控除後 | 345,455 | 345,455 | - |
| 資産計 | 747,426 | 747,426 | - |
| (1)支払手形及び買掛金 | 175,569 | 175,569 | - |
| (2)未払金 | 180,872 | 180,872 | - |
| (3)長期借入金(*2) | 1,678,562 | 1,776,638 | 98,076 |
| 負債計 | 2,035,003 | 2,133,080 | 98,076 |

(*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

当連結会計年度（2020年6月30日）

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|--------------|--------------------|-----------|---------|
| (1)現金及び預金 | 460,770 | 460,770 | - |
| (2)受取手形及び売掛金 | 277,392 | - | - |
| 貸倒引当金(*1) | 1,358 | - | - |
| 貸倒引当金控除後 | 276,034 | 276,034 | - |
| 資産計 | 736,804 | 736,804 | - |
| (1)支払手形及び買掛金 | 37,496 | 37,496 | - |
| (2)未払金 | 121,066 | 121,066 | - |
| (3)短期借入金 | 75,001 | 75,001 | - |
| (4)長期借入金(*2) | 1,806,570 | 1,902,173 | 95,603 |
| (5)リース債務(*3) | 160,807 | 167,494 | 6,687 |
| 負債計 | 2,200,941 | 2,303,232 | 102,290 |

(*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(*3) 流動負債に区分されるリース債務と固定負債に区分されるリース債務を合算して記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)未払金、(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金、(5)リース債務

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式及び非上場社債等の有価証券（連結貸借対照表計上額：20,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。なお、前連結会計年度において、非上場株式について9,999千円の減損処理を行っております。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 400,671 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 347,765 | - | - | - |
| 合計 | 748,436 | - | - | - |

当連結会計年度（2020年6月30日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 460,770 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 277,392 | - | - | - |
| 合計 | 738,162 | - | - | - |

(注) 4. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2019年6月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 319,492 | 245,272 | 270,392 | 192,572 | 104,582 | 546,252 |
| 合計 | 319,492 | 245,272 | 270,392 | 192,572 | 104,582 | 546,252 |

当連結会計年度(2020年6月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 75,001 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 305,272 | 356,972 | 265,192 | 149,702 | 120,312 | 609,120 |
| リース債務 | 42,820 | 37,107 | 33,102 | 23,783 | 12,368 | 11,626 |
| 合計 | 423,093 | 394,079 | 298,294 | 173,485 | 132,680 | 620,746 |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|------------|--|--|
| 売上原価 | 2,727千円 | 1,423千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,717千円 | 293千円 |

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

| | 前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|----------|--|--|
| 新株予約権戻入益 | - 千円 | 208千円 |

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第7回新株予約権 |
|---------------------------|----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2 | 普通株式 100,000株 |
| 付与日 | 2014年2月7日 |
| 権利確定条件 | (注)3 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 自 2016年2月8日 至 2024年2月7日 |

| | 第10回新株予約権 | 第11回新株予約権 |
|-------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 38名 子会社従業員 59名 | 当社従業員 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 12,600株 | 普通株式 1,300株 |
| 付与日 | 2018年1月25日 | 2018年9月21日 |
| 権利確定条件 | (注)3 | (注)3 |
| 対象勤務期間 | 自 2018年1月25日 至 2019年12月22日 | 自 2018年9月21日 至 2020年9月10日 |
| 権利行使期間 | 自 2019年12月23日 至 2027年12月22日 | 自 2020年9月11日 至 2028年9月10日 |

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2017年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年6月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

| | 第7回 新株予約権 | 第10回 新株予約権 | 第11回 新株予約権 |
|-----------|--------------|---------------|---------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | 10,600 | 1,300 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | 800 | 300 |
| 権利確定 | - | 9,800 | - |
| 未確定残 | - | - | 1,000 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 85,000 | - | - |
| 権利確定 | - | 9,800 | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | 100 | - |
| 未行使残 | 85,000 | 9,700 | - |

(注)2017年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 第7回 新株予約権 | 第10回 新株予約権 | 第11回 新株予約権 |
|--------------------|--------------|---------------|---------------|
| 権利行使価格 (円) | 500 | 3,415 | 2,064 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | 881 | 399 |

(注)2017年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第7回新株予約権について付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、DCF法によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

34,000千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

| | 第9回新株予約権 |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 7名 当社監査役 3名 子会社取締役 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注)1 | 普通株式 116,000株 |
| 付与日 | 2017年3月2日 |
| 権利確定条件 | (注)2 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 自 2020年10月1日 至 2027年3月1日 |

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は以下のとおりであります。

本新株予約権者は、2020年6月期の営業利益が700百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「当社が本新株予約権を取得することができる事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第9回新株予約権 |
|-----------|----------|
| 権利確定前 (株) | |
| 前連結会計年度末 | 114,000 |
| 付与 | - |
| 失効 | 14,000 |
| 権利確定 | - |
| 未確定残 | 100,000 |
| 権利確定後 (株) | |
| 前連結会計年度末 | - |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 未行使残 | - |

単価情報

| | |
|-------------|-------|
| 権利行使価格 (円) | 3,150 |
| 行使時平均株価 (円) | - |

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (2) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2019年6月30日) | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 738千円 | 1,427千円 |
| 資産除去債務 | 46,853 | 47,129 |
| 税務上の繰越欠損金(注)2 | 487,951 | 498,272 |
| その他 | 54,635 | 52,278 |
| 繰延税金資産小計 | 590,180 | 599,109 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2 | 322,019 | 386,196 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 89,663 | 80,997 |
| 評価性引当額小計(注)1 | 411,682 | 467,193 |
| 計 | 178,498 | 131,915 |
| 繰延税金負債 | | |
| 労働保険 | 522 | - |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 41,719 | 39,570 |
| 計 | 42,241 | 39,570 |
| 繰延税金資産の純額 | 136,256 | 92,344 |

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年6月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|----------------|
| 税務上の繰越欠 損金(1) | 128,326 | 106,856 | 36,011 | 5,578 | - | 211,179 | 487,951 |
| 評価性引当額 | 70,441 | 48,075 | - | - | - | 203,502 | 322,019 |
| 繰延税金資産 | 57,885 | 58,781 | 36,011 | 5,578 | - | 7,676 | (2) 165,932 |

当連結会計年度(2020年6月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) | 合計 (千円) |
|------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|----------------|
| 税務上の繰越欠 損金(1) | 106,856 | 36,011 | 5,578 | - | - | 349,827 | 498,272 |
| 評価性引当額 | 36,368 | - | - | - | - | 349,827 | 386,196 |
| 繰延税金資産 | 70,487 | 36,011 | 5,578 | - | - | - | (2) 112,076 |

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 主に翌連結会計年度以降において課税所得が見込まれることなどにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主にリファインパース イノベーションセンター用地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等でありま
す。

2. 当該資産除去債務の金額の算定の方法

主にリファインパース イノベーションセンターにおける資産除去債務の算定に当たっては、使用見込期間を
当該賃貸借契約の期間に応じて20年と見積もり、割引率は0.592%を使用しております。

3. 前連結会計年度(2019年6月30日)における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|----------------|-----------|
| 期首残高 | 149,095千円 |
| 有形固定資産の取得による増加 | 3,031千円 |
| 時の経過による調整額 | 889千円 |
| 期末残高 | 153,016千円 |

当連結会計年度(2020年6月30日)における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|----------------|-----------|
| 期首残高 | 153,016千円 |
| 有形固定資産の取得による増加 | -千円 |
| 時の経過による調整額 | 901千円 |
| 期末残高 | 153,917千円 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別に会社又は事業部を置き、各会社又は事業部が取り扱うサービス・製品について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループでは、会社又は事業部を基礎としたサービス・製品別のセグメントから構成されており、「再生樹脂製造販売事業」及び「産業廃棄物処理事業」の2つを報告セグメントとしております。

「再生樹脂製造販売事業」は、首都圏を中心に製品の原料となる使用済みカーペットタイルの処分受託を行っており、また調達した使用済みカーペットタイルを切削又は、粉碎加工することにより生成された再生樹脂、自動車エアバッグの製造工程から出る端材や使用済み漁網を裁断、洗浄、熱可塑化して押出加工することにより生成された再生樹脂等を販売しております。「産業廃棄物処理事業」は、首都圏を中心に産業廃棄物の中間処理・再資源化事業及び収集運搬事業、オフィス・マンションの解体工事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

| | 再生樹脂製造販売事業 | 産業廃棄物処理事業 | 合計 |
|--------------------|------------|-----------|-----------|
| 売上高 | | | |
| 外部顧客への売上高 | 758,509 | 1,767,790 | 2,526,299 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 8,366 | 3,714 | 12,081 |
| 計 | 766,875 | 1,771,504 | 2,538,380 |
| セグメント利益又は損失（ ） | 261,700 | 177,138 | 84,562 |
| セグメント資産 | 2,103,823 | 977,778 | 3,081,602 |
| その他の項目 | | | |
| 減価償却費 | 134,249 | 41,954 | 176,204 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 248,828 | 89,948 | 338,776 |

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

| | 再生樹脂製造販売事業 | 産業廃棄物処理事業 | 合計 |
|--------------------|------------|-----------|-----------|
| 売上高 | | | |
| 外部顧客への売上高 | 1,031,655 | 1,663,034 | 2,694,690 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 10,136 | 3,737 | 13,873 |
| 計 | 1,041,792 | 1,666,771 | 2,708,563 |
| セグメント利益又は損失（ ） | 197,765 | 214,464 | 16,699 |
| セグメント資産 | 2,026,277 | 1,307,664 | 3,333,942 |
| その他の項目 | | | |
| 減価償却費 | 158,721 | 47,039 | 205,760 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 170,599 | 24,493 | 195,092 |

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

| 売上高 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|------------|-----------|-----------|
| 報告セグメント計 | 2,538,380 | 2,708,563 |
| セグメント間取引消去 | 12,081 | 13,873 |
| 連結財務諸表の売上高 | 2,526,299 | 2,694,690 |

（単位：千円）

| 利益 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|-------------|---------|---------|
| 報告セグメント計 | 84,562 | 16,699 |
| 全社費用（注） | 232,501 | 267,093 |
| セグメント間消去 | 64,622 | 72,146 |
| 未実現利益の調整額 | 2,916 | 338 |
| 連結財務諸表の営業損失 | 255,357 | 178,586 |

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術試験費であります。

（単位：千円）

| 資産 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|----------------|-----------|-----------|
| 報告セグメント計 | 3,081,602 | 3,333,942 |
| セグメント間の債権の相殺消去 | 200,764 | 606,090 |
| 全社資産（注） | 246,145 | 152,647 |
| 未実現利益の調整額 | 13,828 | 8,466 |
| 連結財務諸表の資産合計 | 3,113,154 | 2,872,032 |

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

（単位：千円）

| その他の項目 | 報告セグメント計 | | その他 | | 調整額 | | 連結財務諸表計上額 | |
|--------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
| 減価償却費 | 176,204 | 205,760 | - | - | 207 | 60 | 176,411 | 205,821 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 338,776 | 195,092 | - | - | 140 | - | 338,636 | 195,092 |

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産の増加額及び未実現利益の調整額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------------------------|------------|------------|--------------|-----------|-------------------|------------------|------------|----------|----|----------|
| 役員 | 越智 晶 | - | - | - | 被所有直接9.2% | 当社代表取締役社長 | 第三者割当増資の引受 | 41,130 | - | - |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 越智源株式会社 | 愛媛県今治市南日吉町 | 15,000 | 糸染晒加工業 | 被所有直接3.1% | 当社への出資一宮工場への業務委託 | 第三者割当増資の引受 | 20,565 | - | - |

(注) 1. 2019年3月7日開催の取締役会において決議された第三者割当増資により、1株につき1,371円で引き受けたものであります。

2. 第三者割当増資の発行条件は当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|---------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 195円62銭 | 107円42銭 |
| 1株当たり当期純損失金額() | 113円96銭 | 88円18銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | - | - |

(注) 1. 潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|---|--|--|
| 1株当たり当期純損失金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円) | 343,754 | 268,937 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失金額()(千円) | 343,754 | 268,937 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 3,016,439 | 3,049,826 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | - | - |
| (うち新株予約権(株)) | - | - |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要 | - | - |

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2019年6月30日) | 当連結会計年度 (2020年6月30日) |
|-------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 604,695 | 337,220 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 8,089 | 9,598 |
| (うち新株予約権(千円)) | (8,089) | (9,598) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 596,605 | 327,621 |
| 1株当たりの純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株) | 3,049,850 | 3,049,821 |

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式発行)

当社は、2020年8月20日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2020年9月7日に払込が完了しております。

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 250,000株
2. 払込金額
1株につき 797円(総額199,250,000円)
3. 増加する資本金及び資本準備金の額
資本金 1株につき 398.5円(総額99,625,000円)
資本準備金 1株につき 398.5円(総額99,625,000円)
4. 募集方法
第三者割当の方法
5. 割当予定先及び割当予定株式数
三菱ケミカル株式会社 当社普通株式 250,000株
6. 申込期日
2020年9月7日
7. 払込期日
2020年9月7日
8. 資金用途
廃プラ等コンパクト設備開発・設備投資費用、廃プラ回収に向けての要員採用費に充当する予定です。

(資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2020年8月25日及び2020年8月31日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2020年9月30日開催の第17回定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決され、2020年11月1日にその効力が発生する予定です。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的
現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化ならびに早期に配当を実現できる体制にするるとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的とするものであります。
2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容
(1)減少する資本金の額
2020年6月30日現在の資本金の額 439,219,723円のうち、389,219,723円を減少いたします。
(2)減少する資本準備金の額
2020年6月30日現在の資本準備金の額 439,219,722円のうち、389,219,722円を減少いたします。
(3)資本金及び資本準備金の額の減少の方法
払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、「資本金」及び「資本準備金」の額のみを減少し、その全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。
3. 剰余金の処分の内容
当社のその他資本剰余金48,038,367円(2020年6月30日現在)のうち7,012,672円と、会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金778,439,445円を合わせ、785,452,117円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。
(1)減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 785,452,117円
(2)増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 785,452,117円
4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の日程
(1)取締役会決議日 2020年8月25日
(2)株主総会決議日 2020年9月30日
(3)債権者異議申述最終期日 2020年10月31日(予定)
(4)効力発生日 2020年11月1日(予定)

(ストック・オプション(新株予約権)の付与)

当社は、2020年8月25日及び2020年8月31日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を2020年9月30日開催の第17回定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されております。

特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

中長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、当社及び当社子会社の従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法
当社の普通株式60,000株を上限とする。但し、第2項の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。
2. 本新株予約権の数
発行する新株予約権の数は600個を上限とする。本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づき株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後の株式数} = \text{調整前の株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

3. 本新株予約権の払込金額
 本新株予約権は無償で発行する。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、第2項第1号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって当社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

- (3) 本項第1号(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われぬものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
5. 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後7年を経過する日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
6. 本新株予約権の行使の条件等
- (1) 行使条件
本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第7項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (2) 相続
権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、権利者の死亡後6ヶ月以内に当社が認めた場合に限り、下記に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。
本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
1) 相続開始の年月日
2) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
3) 相続人中、本新株予約権を承継する者(以下「権利承継者」という。)の氏名及び住所
4) 権利承継者の代表者(以下「承継者代表者」という。)の氏名及び住所
5) 上記1)乃至4)のほか、当社の定める事項
に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
行使期間中に上記1)乃至5)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。
権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。
本項第(2)号を除く本要項の規定の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(4)号の規定は適用されないものとする。
7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は同法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本新株予約権の割当日において下記 又は の身分を有する権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
当社又は子会社の使用人
顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く
権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

権利者につき解散の決議が行われた場合

権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

権利者が本要項の規定又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

- (7) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第1号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

第5項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

- (7) 譲渡制限について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

- (8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 権利者への適用関係等

- (1) 権利者が個人の場合、本要項の規定中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本要項の規定中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

- (2) 当社が本新株予約権の発行後に取締役会設置会社でなくなった場合においては、本要項の規定中当社の取締役会の決議又は承認について定めた部分は、会社法第348条に基づく業務の決定の方法に従って決定するものとして読み替えるものとする。但し、第7項第1号及び第9項に定める取締役会の決議又は承認については、株主総会の決議又は承認と読み替えるものとする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期末残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|----------------------|
| 短期借入金 | - | 75,001 | 2.65 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 319,492 | 305,272 | 0.84 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 34,425 | 42,820 | 3.07 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 1,359,070 | 1,501,298 | 1.07 | 2021年7月～ 2036年11月 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | 67,061 | 117,987 | 3.68 | 2021年7月～ 2027年4月 |
| その他有利子負債 | | | | |
| 1年以内に返済予定の割賦未払金 | 17,143 | 14,652 | 2.38 | - |
| 割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 58,807 | 39,799 | 2.38 | 2021年7月～ 2024年4月 |
| 合計 | 1,856,001 | 2,096,830 | - | - |

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務およびその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 356,972 | 265,192 | 149,702 | 120,312 |
| リース債務 | 37,107 | 33,102 | 23,783 | 12,368 |
| その他有利子負債 割賦未払金 | 14,652 | 14,652 | 10,493 | - |

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|---------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高(千円) | 675,656 | 1,552,682 | 2,195,054 | 2,694,690 |
| 税金等調整前四半期(当期) 純損失()(千円) | 80,542 | 55,396 | 96,916 | 212,516 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失()(千円) | 81,103 | 56,518 | 98,599 | 268,937 |
| 1株当たり四半期(当期)純 損失()(円) | 26.59 | 18.53 | 32.33 | 88.18 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|--|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ()(円) | 26.59 | 8.06 | 13.80 | 55.85 |

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2019年6月30日) | 当事業年度 (2020年6月30日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 123,785 | 115,244 |
| 受取手形 | 1,361 | 3,390 |
| 売掛金 | 3 106,794 | 3 108,734 |
| 商品及び製品 | 131,440 | 48,189 |
| 仕掛品 | 10,703 | 1,315 |
| 原材料及び貯蔵品 | 13,599 | 20,988 |
| 前払費用 | 12,216 | 14,986 |
| 未収還付法人税等 | 81,770 | - |
| その他 | 3 21,835 | 3 11,100 |
| 貸倒引当金 | - | 2 |
| 流動資産合計 | 503,508 | 323,946 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1, 2 848,029 | 1, 2 857,978 |
| 構築物 | 14,006 | 24,961 |
| 機械及び装置 | 1, 2 772,287 | 1, 2 818,780 |
| 車両運搬具 | 7,256 | 8,756 |
| 工具、器具及び備品 | 2 16,653 | 2 20,656 |
| リース資産 | 12,792 | 89,692 |
| 建設仮勘定 | 23,788 | 13,889 |
| 減価償却累計額 | 433,136 | 568,989 |
| 有形固定資産合計 | 1,261,678 | 1,265,725 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 155 | 95 |
| その他 | 1,204 | 1,110 |
| 無形固定資産合計 | 1,359 | 1,205 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 20,000 | 20,000 |
| 関係会社株式 | 191,000 | 191,000 |
| 出資金 | 150 | 150 |
| 関係会社長期貸付金 | 100,000 | 100,000 |
| 長期前払費用 | 6,109 | 3,927 |
| 長期未収入金 | 3 414,350 | 3 457,880 |
| 敷金及び保証金 | 93,353 | 92,912 |
| その他 | 509 | 563 |
| 貸倒引当金 | 110,254 | 110,254 |
| 投資その他の資産合計 | 715,218 | 756,179 |
| 固定資産合計 | 1,978,256 | 2,023,110 |
| 資産合計 | 2,481,765 | 2,347,057 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2019年6月30日) | 当事業年度 (2020年6月30日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 3 173,578 | 3 35,291 |
| 短期借入金 | - | 75,001 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1 240,842 | 1 178,072 |
| 関係会社短期借入金 | - | 400,000 |
| リース債務 | 2,432 | 16,040 |
| 未払金 | 77,027 | 58,856 |
| 未払費用 | 20,471 | 25,296 |
| 未払法人税等 | 5,048 | 7,949 |
| 未払消費税等 | - | 6,280 |
| 預り金 | 5,630 | 3,237 |
| 買付契約評価引当金 | 8,322 | 2,770 |
| 流動負債合計 | 533,354 | 808,796 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1 1,170,400 | 1 1,092,328 |
| リース債務 | 11,049 | 74,344 |
| 繰延税金負債 | 26,616 | 24,206 |
| 資産除去債務 | 153,016 | 153,917 |
| その他 | 58,807 | 42,983 |
| 固定負債合計 | 1,419,890 | 1,387,778 |
| 負債合計 | 1,953,244 | 2,196,575 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 439,219 | 439,219 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 439,219 | 439,219 |
| その他資本剰余金 | 48,038 | 48,038 |
| 資本剰余金合計 | 487,258 | 487,258 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 405,950 | 785,452 |
| 利益剰余金合計 | 405,950 | 785,452 |
| 自己株式 | 96 | 142 |
| 株主資本合計 | 520,430 | 140,883 |
| 新株予約権 | 8,089 | 9,598 |
| 純資産合計 | 528,520 | 150,481 |
| 負債純資産合計 | 2,481,765 | 2,347,057 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|---------------|--|--|
| 売上高 | 1,776,934 | 1,105,417 |
| 売上原価 | | |
| 商品及び製品期首たな卸高 | 50,894 | 131,440 |
| 当期製品製造原価 | 308,860 | 494,790 |
| 当期商品仕入高 | 1,408,981 | 1,377,585 |
| 合計 | 768,735 | 1,003,816 |
| 商品及び製品期末たな卸高 | 131,440 | 48,189 |
| 買付契約評価引当金繰入額 | 8,322 | - |
| 商品及び製品売上原価 | 645,617 | 955,627 |
| 売上総利益 | 131,317 | 97,789 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,495,092 | 2,539,186 |
| 営業損失() | 363,775 | 441,396 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 401 | 1,1104 |
| 受取配当金 | 1,400,441 | - |
| 受取賃貸料 | 1,102,750 | 1,103,350 |
| 業務受託料 | 1,81,065 | 1,87,600 |
| 助成金収入 | - | 9,802 |
| 受取保険金 | - | 2,091 |
| その他 | 2,453 | 1,552 |
| 営業外収益合計 | 587,111 | 205,500 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 14,706 | 20,122 |
| 減価償却費 | 2,733 | 1,933 |
| 賃貸原価 | 110,416 | 110,608 |
| その他 | 816 | 563 |
| 営業外費用合計 | 128,672 | 133,227 |
| 経常利益又は経常損失() | 94,663 | 369,124 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | - | 208 |
| 特別利益合計 | - | 208 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3,4,797 | 3,1,760 |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 100,000 | - |
| 貸倒引当金繰入額 | 10,254 | - |
| 投資有価証券評価損 | 9,999 | - |
| 関係会社株式評価損 | 99,999 | - |
| 特別損失合計 | 225,051 | 1,760 |
| 税引前当期純損失() | 130,388 | 370,676 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,104 | 11,188 |
| 法人税等調整額 | 16,527 | 2,363 |
| 法人税等合計 | 14,423 | 8,825 |
| 当期純損失() | 115,964 | 379,501 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|----------|---------|---------------------|---------|------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 408,372 | 408,372 | 48,038 | 456,410 | 289,985 | 289,985 | 96 | 574,700 | 3,645 | 578,346 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 30,847 | 30,847 | | 30,847 | | | | 61,695 | | 61,695 |
| 当期純損失（ ） | | | | | 115,964 | 115,964 | | 115,964 | | 115,964 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | 4,444 | 4,444 |
| 当期変動額合計 | 30,847 | 30,847 | - | 30,847 | 115,964 | 115,964 | - | 54,269 | 4,444 | 49,825 |
| 当期末残高 | 439,219 | 439,219 | 48,038 | 487,258 | 405,950 | 405,950 | 96 | 520,430 | 8,089 | 528,520 |

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|----------|---------|---------------------|---------|------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 439,219 | 439,219 | 48,038 | 487,258 | 405,950 | 405,950 | 96 | 520,430 | 8,089 | 528,520 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 当期純損失（ ） | | | | | 379,501 | 379,501 | | 379,501 | | 379,501 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 46 | 46 | | 46 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | 1,508 | 1,508 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 379,501 | 379,501 | 46 | 379,547 | 1,508 | 378,038 |
| 当期末残高 | 439,219 | 439,219 | 48,038 | 487,258 | 785,452 | 785,452 | 142 | 140,883 | 9,598 | 150,481 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 3～26年 |
| 構築物 | 15～20年 |
| 機械及び装置 | 2～8年 |
| 車両運搬具 | 4～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 買付契約評価引当金

買付約定済みで未購入のものについて、今後の販売から発生する損失に備えるため、契約上の購入価額と予定販売価額との差額を契約損失見込額として計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づいて実施しており、新型コロナウイルス感染拡大による当社業績への影響は2021年6月期まで続くものと仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の感染症の状況や経営環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りの仮定が大きく乖離する可能性があり、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2019年6月30日) | 当事業年度 (2020年6月30日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 733,313千円 | 687,831千円 |
| 機械及び装置 | 253,701 | 213,161 |
| 計 | 987,015 | 900,993 |

担保付債務は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2019年6月30日) | 当事業年度 (2020年6月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 50,520千円 | 50,520千円 |
| 長期借入金 | 441,700 | 391,180 |
| 計 | 492,220 | 441,700 |

2 有形固定資産に含めて表示している遊休固定資産

| | 前事業年度 (2019年6月30日) | 当事業年度 (2020年6月30日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 1,722千円 | 1,573千円 |
| 機械及び装置 | 54,384 | 43,274 |
| 工具、器具及び備品 | 329 | 243 |
| 計 | 56,436 | 45,090 |

3 関係会社に対する債権及び債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2019年6月30日) | 当事業年度 (2020年6月30日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 売掛金 | 21,716千円 | 28,281千円 |
| 買掛金 | 36,068 | 25,853 |
| 未収入金 | 8,771 | 10,077 |
| 長期未収入金 | 414,350 | 457,880 |

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|---------|--|--|
| 売上高 | 19,794千円 | 22,873千円 |
| 当期商品仕入高 | 263,636 | 350,074 |
| 受取配当金 | 400,440 | - |
| 受取賃貸料 | 102,750 | 103,350 |
| 業務受託料 | 81,065 | 87,600 |

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39.4%、当事業年度38.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度60.6%、当事業年度61.9%であります。

| | 前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|----------|--|--|
| 役員報酬 | 49,200千円 | 58,200千円 |
| 給与手当 | 79,543 | 130,478 |
| 賞与 | 2,854 | 4,515 |
| 減価償却費 | 1,455 | 1,477 |
| 運搬費 | 99,454 | 109,705 |
| 支払報酬 | 70,514 | 44,083 |
| 研究開発費 | 56,966 | 36,185 |
| 貸倒引当金繰入額 | 96 | 2 |

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日) | 当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) |
|-----------|--|--|
| 建物 | 2,254千円 | 807千円 |
| 機械及び装置 | 2,542 | - |
| 工具、器具及び備品 | 0 | 952 |
| 計 | 4,797 | 1,760 |

(有価証券関係)

前事業年度(2019年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式191,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式191,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2019年6月30日) | 当事業年度 (2020年6月30日) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 子会社株式 | 568,993千円 | 568,993千円 |
| 資産除去債務 | 46,853 | 47,129 |
| 税務上の繰越欠損金 | 113,350 | 225,229 |
| その他 | 49,993 | 47,042 |
| 繰延税金資産小計 | 779,191 | 888,394 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | 105,674 | 225,229 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 657,892 | 647,847 |
| 評価性引当額小計 | 763,566 | 873,076 |
| 繰延税金資産合計 | 15,625 | 15,318 |
| 繰延税金負債 | | |
| 労働保険 | 522 | - |
| 資産除去債務に対応する費用 | 41,719 | 39,524 |
| 繰延税金負債合計 | 42,241 | 39,524 |
| 繰延税金負債の純額 | 26,616 | 24,206 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式発行)

当社は、2020年8月20日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2020年9月7日に払込が完了しております。

なお、詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

(資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2020年8月25日及び2020年8月31日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2020年9月30日開催の第17回定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決され、2020年11月1日にその効力が発生する予定です。

なお、詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

(ストック・オプション(新株予約権)の付与)

当社は、2020年8月25日及び2020年8月31日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を2020年9月30日開催の第17回定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されております。

なお、詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

| 投資有価証券 | 其他有価証券 | 銘柄 | 株式数(株) | 貸借対照表計上額(千円) |
|--------|--------|-------------------------|--------|--------------|
| | | カーボンファイバー リサイクル工業(株) | 25 | 0 |
| 計 | | | 25 | 0 |

【債券】

| 投資有価証券 | 其他有価証券 | 銘柄 | 券面総額(千円) | 貸借対照表計上額(千円) |
|--------|--------|------------------------------------|----------|--------------|
| | | カーボンファイバー リサイクル工業(株) 第1回普通社債 | 20,000 | 20,000 |
| 計 | | | 20,000 | 20,000 |

【その他】 該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残 高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 848,029 | 11,112 | 1,163 | 857,978 | 146,827 | 47,079 | 711,151 |
| 構築物 | 14,006 | 10,955 | - | 24,961 | 1,695 | 1,171 | 23,265 |
| 機械及び装置 | 772,287 | 46,492 | - | 818,780 | 395,547 | 76,176 | 423,232 |
| 車両運搬具 | 7,256 | 1,500 | - | 8,756 | 4,409 | 1,671 | 4,346 |
| 工具、器具及び備品 | 16,653 | 6,287 | 2,284 | 20,656 | 11,492 | 3,277 | 9,164 |
| リース資産 | 12,792 | 76,900 | - | 89,692 | 9,016 | 8,163 | 80,675 |
| 建設仮勘定 | 23,788 | 15,780 | 25,680 | 13,889 | - | - | 13,889 |
| 有形固定資産計 | 1,694,815 | 169,027 | 29,128 | 1,834,715 | 568,989 | 137,540 | 1,265,725 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 300 | - | - | 300 | 205 | 60 | 95 |
| その他 | 1,400 | - | - | 1,400 | 289 | 93 | 1,110 |
| 無形固定資産計 | 1,700 | - | - | 1,700 | 494 | 153 | 1,205 |
| 長期前払費用 | 6,109 | - | 2,181 | 3,927 | - | - | 3,927 |

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | |
|--------|------|----------|
| 建物 | 一宮工場 | 9,709千円 |
| 構築物 | 一宮工場 | 6,250千円 |
| 機械及び装置 | 一宮工場 | 37,842千円 |
| リース資産 | 一宮工場 | 31,700千円 |

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | |
|-------|---------------|----------|
| 建設仮勘定 | 一宮工場機械装置等への振替 | 11,831千円 |
|-------|---------------|----------|

【引当金明細表】

(単位：千円)

| 科目 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 (目的使用) | 当期減少額 (その他) | 当期末残高 |
|-------------|---------|-------|-----------------|----------------|---------|
| 貸倒引当金(流動資産) | - | 2 | - | - | 2 |
| 貸倒引当金(固定資産) | 110,254 | - | - | - | 110,254 |
| 買付契約評価引当金 | 8,322 | - | 5,551 | - | 2,770 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 毎年7月1日から翌年6月30日まで |
| 定時株主総会 | 毎年9月 |
| 基準日 | 毎年6月30日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年12月31日 毎年6月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | - |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告は、電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは、次のとおりであります。 http://www.r-inverse.com/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第16期）（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）2019年9月26日関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

（第17期第1四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月14日関東財務局長に提出。

（第17期第2四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月14日関東財務局長に提出。

（第17期第3四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月15日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

2020年9月8日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（届出を要しない株券または新株予約権証券等の発行）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年9月30日

リファインパス株式会社
取締役会 御中

應 和 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 澤田 昌輝
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 星野 達郎
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリファインパス株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リファインパス株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年8月20日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2020年9月7日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年8月25日及び2020年8月31日開催の取締役会において、2020年9月30日開催の第17期定時株主総会において資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2019年6月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2019年9月26日付けで無限定適正意見を表明している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リファインパース株式会社の2020年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、リファインパース株式会社が2020年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正を全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年9月30日

リファインパス株式会社
取締役会 御中

應 和 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 澤田 昌輝
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 星野 達郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリファインパス株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リファインパス株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年8月20日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2020年9月7日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年8月25日及び2020年8月31日開催の取締役会において、2020年9月30日開催の第17期定時株主総会において資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2019年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年9月26日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。